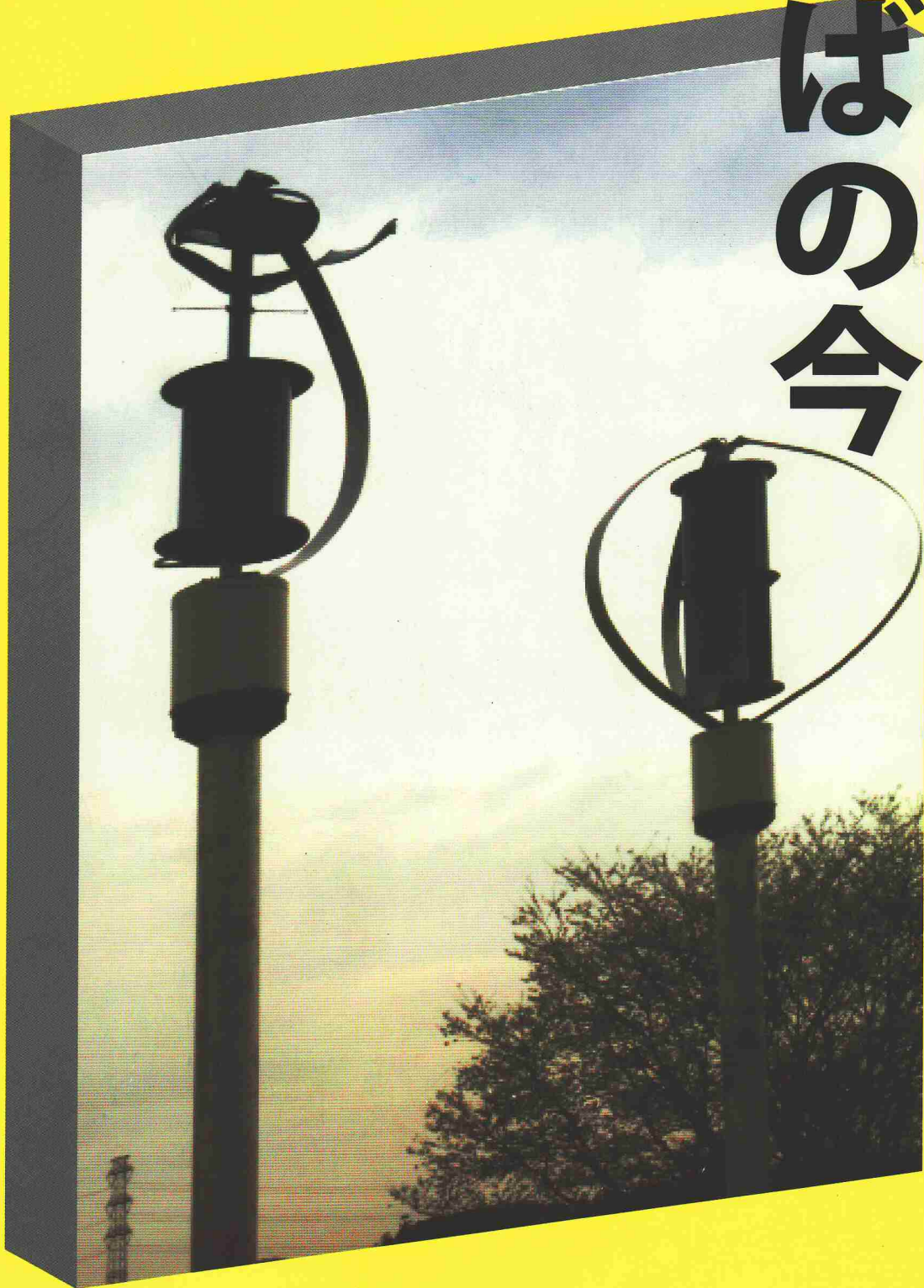


つくば市民白書 2008

市民の目でみた
つくばの今



2008年7月 つくば市民白書実行委員会

< 推薦のことば >

住民の、住民による、住民のための市政と

生活環境チェックに感動！

— 『つくば市民白書 2008』の発行を喜ぶ —

茨城県自治体問題研究所理事長

田 村 武 夫

(茨城大学名誉教授)

近年、行政評価という言葉が目につきます。行財政の効率化、スリム化なくしては、国民に新たな負担増を求められないという文脈で、一見わかりやすく目標を数値で示し、省庁(部局)間で達成度を競い合うという状況が繰り返されています。

「おだを省く」「経費の節約・削減」といった耳障りのよいスローガンを掲げながら、福祉・医療・教育・労働生活などの分野は切り捨てし、緊要ではない高速道路・新幹線・飛行場の建設、軍事費・米軍思いやり予算などの分野では拡大増額して、おだの選択が逆転している政治の現状があります。したがって、行政評価の現実、基本政策の枠組みをそのままにして細部の節約・削減に止まっており、重箱の隅をほじくっているようなものと評されています。

これまでの行政白書も行政担当者によるまとめであり、多分に自己弁護(正当化)の記述が少なくありませんでした。いわゆる自己点検の限界を打開する目的で、上記の行政評価、また、外部有識者による第三者評価が導入されてきていますが、行財政の施策の良し悪しを肌で知る国民・地域住民の声や感覚はなかなか反映されません。

民主主義とは、国民の自己統治を意味し、地方自治によりよく具現するといわれてきました。地方分権がようやく求められ、遅々とはしているが中央政府から地方自治体に権限移譲がなされているのも、この国における国民の民主主義観の深化であると評価できます。この流れを促進し、国政・地方政治の「福利は国民(地域住民)がこれを享受する」(憲法前文)という当然の原理をいっそう結実開花していくためには、この国に伝統的な行政主体(首長・議員・行政公務員)と客体(国民・地域住民)という関係を一掃し、逆転させていくことです。

国民・地域住民が主体者(主人公)になっていくには弛まず自己努力が必要であり、その道筋のひとつが今回の「自己認識」作業であると考えます。現に住み生活

している身の回りの社会的、政治経済的現実をリアルに理解し、弱点や不十分なところを共働して解決していく国民・地域住民の実践活動がなによりの起動力です。

今回、つくば市民の、市民による、市民のための『つくば市民白書 2008』は、つくば市政の現状をえぐり出すと同時に、周りの生活・自然環境の実際問題や、市民の共働の到達点、つくば社会の貴重な物的および精神的な遺産などをも明るみにして、地域社会の告発人であると同時に地域の創造者たらんとする姿勢をも示しており、感動を呼び起こします。

白書の作成にさまざまな分野で活躍されているすぐれた実践家が参画され、したがって多方面にわたって論点や話題を提供しており、読む者に飽きさせない魅力をもっています。多くのつくば市民が『つくば市民白書 2008』を読まれて、広く意見を交わし、いっそう理解を深め、課題を鮮明にしていくならば、つくば市は名実共に「未来に向かって発展するまち」になるものと確信しています。

私たち地方自治の改革と発展をめざしている自治体問題研究所にとっても、『つくば市民白書 2008』は貴重な成果物として受けとめており、研究所会員はじめ県内外の自治体関係者に推薦・講読をひろく促していくつもりです。

2008年6月

刊行にあたって

つくば市は、2007年11月30日、市政20周年を迎えました。2005年には、つくばエクスプレスが開通し、つくば市の人口は20万人を越え、水戸市に次ぐ人口規模となりました。6町村合併で分散していた庁舎が、2010年には新庁舎としてエクスプレス研究学園駅周辺に完成する予定です。

緑が広がっていた沿線周辺は、エクスプレス開通に伴って高層マンションが建ち、大型ショッピングセンターの誘致等による大規模開発によって自然破壊が懸念されています。エクスプレス沿線開発の余波は、学園内の公務員住宅地や近隣住宅街にもおよび、戸建て住宅地に高層マンションが建ち、住環境を守ろうとする近隣住民とトラブルになることもしばしばです。研究所や公務員住宅の緑地帯が削られ、自然豊かなまちの景観が変化し、つくばらしさが失われてきています。

一方、構造改革の名のもとに強者が弱者を傷めつける競争至上主義の政治によって、格差と貧困が広がり、多くの国民が疲弊し心の癒しを求めています。筑波山を中心に田園地帯の広がるつくば市には、自然豊かな里山や歴史的な古い街並みがあり、癒しを求める市民に安らぎを与える潜在的な力があります。

しかしいま、市民にとってつくば市は暮らしやすく、住みやすい安全・安心のまちと言えるでしょうか。自然が失われ、古き良き伝統や、あるべき市民の思いやりと支え合いのところが失われてきているのではないのでしょうか。市の財政事情は大丈夫なのでしょうか。子育てと教育、お年寄りや弱者に対する医療・福祉はこれから先どうなっていくのでしょうか。

開発優先の箱物行政ではなく、暮らしを優先する市政運営に転換してほしいという市民の声が大きく広がってきています。急激に変貌するつくばの現状を愁える市民の声に背中を押されて、8年ぶりに市民の目線からみた「つくば市民白書2008」を、多くの方々の協力の下に刊行することができました。市民のみなさんと共に喜び合いたいと思います。この市民白書が少しでも市民参加の民主的でより良い市政にしていくための道しるべとなれば幸いです。

ぜひ多くの方々に白書を購読していただき、広めていただきたいと思います。

市民にとって暮らしやすいつくば、やすらぎのあるまちにしていくために、市民みずから考え行動する民主的なつくば市を創り上げなければなりません。最初

に刊行された2000年の「つくば市民白書」の冒頭に記してある市民憲章の精神が、つくば市民の間に広がり根付くように、もう一度みんなで憲章を確認したいと思います。

豊かな自然と悠久の歴史にはぐくまれたまち、つくば。
私たちは、異なった価値観や文化を認め合いながら、互
いを尊重し、ともに手を取りあって、未来に向かって発
展するまちをつくります。〈つくば市民憲章より〉

これからも「つくば市民白書」が発行され続けるためには、私たちの目に触れないところで行政と協働し、草の根で頑張っておられる方々の協力が必要です。つくば市の隅々から草の根の善意が大きく広がり、さらに充実した「つくば市民白書」の発行へとつながっていくことを願っております。

2008年7月1日

つくば市民白書実行委員会代表

河村俊次

市民の目でみたつくばの今 つくば市民白書2008 目次

推薦のことば	1	5 毎日がアースデー	108
刊行にあたって	3	6 温暖化防止へ向けた市の取り組み	110
I 行政と財政		VI 産業と観光	
1 市の財政—求められる 計画的な行財政運営	6	1 農業者の立場から、 つくばの農業を考える	112
2 住民訴訟から見た つくば市行政	12	2 ブルーベリー栽培を通して 自立できる農業を目指す	114
3 風車問題とつくば市政	24	3 筑波山山麓風景	116
4 市議会の民主化を急げ	37	4 新規就農の勧め	118
5 行政と市民との協働	40	5 民商運動と行政の関わり合い	120
II 医療と福祉		6 筑波山観光の未来のために	122
1 保育所の現状と今後—安心して 子どもを生み育てられる「まち」に	42	7 自然と遺跡を活用した郷土づくり	124
2 介護保険の現状とその周辺課題	45	8 田井の里地域おこし	130
3 市の成人対象健康診査	48	VII 科学技術	
4 障害児・者福祉の充実を求めて	50	1 持続的発展を目指した 科学技術への期待	132
III 教育と文化		コラム よりよい市政へ 私の一ひと言	
1 市内の県立高校の現状と今後	52	1 自慢じゃ「ある」が・・・の話 —もと豊里行政マンの回顧	22
2 つくば養護学校の現状と課題	54	2 サービス低下が心配な介護保険	59
3 学校給食センターの現状	56	3 民主主義には ほど遠い市議会の運営	63
4 男女共同参画の現状	60	4 先ず健康、医療と介護が 充実した社会を	67
5 乳幼児の子育て支援	64	5 だいじょうぶか市の財政	73
IV まちづくり		6 ひどい後期高齢者医療制度 —市議会は国に物申して!	89
1 水余り大県の茨城 —ムダな開発優先の水行政	68	7 「つくばエコシティ」構想	93
2 どうなる市の上水道	74	8 タナゴたちの棲む学園都市の川に	97
3 市の生活道路—自転車が便利に 安全快適に使えるまちに	78	9 筑波山ガマロ上保存会 —観光がま園が残した財産	113
4 公務員宿舎の変遷と廃止問題	84	# 住んでよかったと いえる「街」に	123
5 まちづくりとマンション問題	86	# 市内の森林の有効活用を	129
6 つくば駅前広場の再整備	90	別表 (安田：二酸化窒素p.98-101)	136
7 つくばの良さを生かす景観行政を	94	つくば市民白書実行委員会	137
V 環境・エネルギー		あとがき—編集チームから	140
1 二酸化窒素測定運動が 明らかにした市の大気汚染	98		
2 桜川のゴミ事情	102		
3 田園と都市を結ぶ市民の里づくり	104		
4 街路樹景観の保全	106		

市の財政 - 求められる計画的な行財政運営

会計の種類，歳入・歳出

会計の種類

市の財政は「会計」という単位に分かれて経理されており，その分類としては，市民生活全般にかかわる経費をまかなうための「一般会計」と特定目的の経費をまかなうための「特別会計」があり，さらに民間と同様に独立採算を前提とした「公営企業会計」があります。

一般会計は，議会，戸籍，福祉，産業，都市計画，道路，教育等の全般的な経費であり，つくば市財政の中心となっています。

特別会計としては，国民健康保険，老人保健，下水道事業，介護保険事業などの種類があり，一般会計と区分して経理することで，それぞれの事業経費が明確に示されるようになっていきます。

また公営企業会計としては，水道事業，病院事業があります。

歳入・歳出

市の財政運営は，原則として4月から3月までの1年間を単位として行われます。この1年間の収入を歳入，支出を歳出と呼んでいます。

2006年度の全会計の歳入歳出決算額を表1に示します。総額の半分以上を一般会計が占め，次いで国民健康保険特別会計，老人保健特別会計，下水道事業特別会計となっています。

歳入歳出の差引残金は，一部が年度を繰り越す事業の財源となり，残りが2007年度の歳入となります。公営企業会計については，水道事業，病院事業とも赤字決算となっており，

経営に改善が求められています。

一般会計の内容

歳入の種類

一般会計の歳入は，市税，譲与税，交付金，地方交付税，国庫支出金，県支出金，使用料手数料，市債などで構成されています。

市税としては，個人市民税，法人市民税，固定資産税，軽自動車税，たばこ税，入湯税などがあります。尚，国民健康保険税は特別会計の歳入となっています。

譲与税は国税の一部が配分されるもので，所得税を原資とする所得譲与税，ガソリン税を原資とする地方道路譲与税，自動車重量税を原資とする自動車重量譲与税があります。尚，所得譲与税は三位一体の改革の中で臨時的に設けられたもので，2007年度には国税と地方税の配分見直し（税源移譲）に伴って廃止されています。

交付金は主に県税の一部が配分されるもので，利子税を原資とする利子割交付金や地方消費税交付金，自動車取得税交付金などがあります。ただし，地方特例交付金は定率減税により市税が減収となった分を国が補填するものです。

ちなみに，上記のうち地方道路譲与税，自動車重量譲与税，自動車取得税交付金が道路特定財源と呼ばれています。

地方交付税は，市町村の財源不足を補填するために，複雑な計算式により算出されて国から交付されるものです。つくば市の財政状況から算出するとゼロになりますが，市町村合併の特例制度などにより交付が続いています。

表1 2006年度会計別決算額

(単位:千円)

会 計		歳 入	歳 出	歳入歳出差引残金
一般会計		62,201,550	59,470,112	2,731,439
特別 会計	国民健康保険特別会計	15,290,772	15,016,438	274,335
	下水道事業特別会計	8,621,745	8,382,398	239,347
	老人保健特別会計	11,696,683	11,601,156	95,527
	作岡財産区特別会計	196	54	142
	公平委員会特別会計	1,095	912	184
	介護保険事業特別会計	7,320,663	6,842,077	478,586
企業 会計	水道事業会計	4,824,162	6,118,916	1,294,754
	病院事業会計	492,015	532,480	40,465
合 計		110,448,882	107,964,542	2,484,340

金額は四捨五入してありますので、合計が一致しない場合があります。

表2 一般会計歳入決算額の推移

(単位:千円)

区 分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
市税	29,879,204	29,733,445	32,832,225	32,694,191	33,822,415	36,193,121
個人市民税	9,115,634	9,614,917	10,336,959	10,150,233	10,623,772	11,709,992
法人市民税	4,513,749	3,419,817	5,182,737	5,000,304	5,568,957	6,591,505
固定資産税	14,933,474	15,326,050	15,846,563	16,076,045	16,174,828	16,373,637
軽自動車税	151,452	158,701	189,528	198,963	206,841	216,860
市たばこ税	1,077,540	1,160,002	1,259,442	1,262,428	1,243,412	1,295,774
特別土地保有税	85,453	49,351	2,400	2,400		
入湯税	1,903	4,608	4,597	3,819	4,605	5,353
地方譲与税	962,540	1,043,548	1,122,131	1,512,524	1,842,673	2,278,722
所得譲与税				321,053	674,536	1,130,831
自動車重量譲与税	604,417	641,348	835,388	877,796	865,819	854,002
地方道路譲与税	358,123	402,200	286,743	313,675	302,318	293,889
利子割交付金	919,990	337,375	254,117	255,605	160,560	107,806
配当割交付金				42,151	77,840	130,333
株式等譲渡所得割交付金				43,264	114,436	88,343
地方消費税交付金	1,544,641	1,453,745	1,801,163	2,006,721	1,865,691	1,972,185
ゴルフ場利用税交付金	144,875	134,894	147,971	136,212	126,327	118,306
自動車取得税交付金	479,619	456,709	530,044	526,895	499,221	497,743
地方特例交付金	1,130,034	1,247,047	1,189,479	1,389,443	1,351,478	1,171,601
地方交付税	2,878,628	1,489,075	2,667,842	1,949,745	1,893,081	1,707,403
普通交付税	2,019,552	419,780	1,785,373	1,216,249	1,257,613	1,202,732
特別交付税	859,076	1,069,295	882,469	733,496	635,468	504,671
交通安全対策特別交付金	43,637	43,893	48,683	46,841	46,599	49,566
分担金及び負担金	1,316,216	1,298,198	1,283,286	1,263,575	1,336,835	1,260,173
使用料及び手数料	691,417	984,235	1,150,313	1,219,729	1,383,804	1,376,654
国庫支出金	2,620,915	3,479,300	4,369,782	3,733,908	3,918,614	3,814,953
県支出金	1,711,800	1,968,476	2,526,904	2,461,181	2,094,848	2,133,714
財産収入	15,176	95,182	107,866	144,847	161,233	181,770
寄付金	43,284	15,871	68,553	44,263	15,118	56,322
繰入金	309,998	2,638,578	748,193	1,691,111	1,781,699	694,625
繰越金	1,707,296	3,425,319	1,913,360	2,380,206	2,999,688	2,924,968
諸収入	1,380,216	1,426,489	1,531,468	1,670,275	1,649,036	1,743,225
市債	1,964,511	4,575,613	6,625,895	10,028,920	4,627,921	3,700,017
合 計	49,743,996	55,846,991	60,919,275	65,241,606	61,769,116	62,201,550

金額は四捨五入してありますので、合計が一致しない場合があります。

国庫支出金，県支出金は，福祉関係の経費に関する国や県の負担金，学校等の施設建設に対する国の補助金，その他各種事業に対する国や県の補助金等で，使用目的が定められているものです。

使用料手数料は，市営住宅やスポーツ施設など各種施設の利用料金や住民票などの証明書発行の手数料などになります。

市債とは市の借入金のことです，一般的には長期間利用できる施設建設費の一部を借り入れる建設地方債を指しますが，現在は財政赤字を補填するための臨時財政対策債という特例債も借り入れています。いずれも借り入れ可能額は制度によって定められているため，赤字国債のように無制限に借り入れることはできません。

歳入の特徴

近年の一般会計歳入の推移を表2に示します(2002年度途中につくば市と茎崎町が合併したために，2001年度は旧つくば市，2002年度は合併日以降が合併団体合算額となる変則的な決算、2003年度以降は合併後のつくば市となっている)。

つくば市の歳入の特徴は，まず市税収入が歳入全体の約6割を占め，比較的安定していることです。特に法人市民税は近年増加の傾向にあります。また，地方交付税は歳入の3～5%程度であり，国などへの依存度が低いと言えます。

市債については，2004年度が非常に大きくなっていますが，これは約39億円の借換え(既に借りてあった市債の一括返済のために新たに市債を借りたもので借入残高は変化しない)のためです。しかし，この金額を差し引いて考えたとしても，市債への依存度は低いとは言えず，将来の返済時の負担が懸念されます。

歳出の種類

一般会計の歳出は，その目的ごとに，議会費，総務費，民生費，衛生費，労働費，農林水産業費，商工費，土木費，消防費，教育費，諸支出金，公債費などに分類されおり，それぞれの事業経費のほかに市職員の人件費などを含んでいます。

総務費には管理経費のほか，税，戸籍，選挙などが含まれています。

民生費は市民生活関係の経費と福祉関係の経費，衛生費は市民の健康増進，環境衛生，ゴミ処理などの経費になります。

土木費は道路関係や市営住宅，公園，都市計画事業関係の経費です。

諸支出金は主に基金(市の貯金)への積立金，公債費は市債の返済(元金・利子)となっています。

歳出の特徴

近年の一般会計歳出の推移を表3に示します(2001，2002年度の取り扱いは歳入と同じ)。

大きな特徴としては，2001年度から2年間で公債費が急激に増加していることがあげられます。これは，合併により筑南地方広域行政事務組合が解消され，ゴミ焼却施設の市債(借入総額154億円)の償還費がつくば市の会計に組み入れられたことが主な原因です。

また，合併後の2003年度からの変動を見ると，民生費が大きく増加しており，特に児童福祉費と生活保護費の増加が目立ちます。

他団体との比較

2003年度決算額を人口1人あたりに換算した他団体との比較を表4に示します。

まず歳入面で市税収入が大きく，地方交付税が小さいことが特徴としてあげられます。

表3 一般会計歳出決算額の推移

(単位：千円)

会 計	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
議会費	440,015	503,483	548,296	502,782	411,919	409,554
総務費	7,032,800	7,412,545	5,984,020	6,470,536	6,505,683	6,149,716
民生費	11,073,608	12,267,381	14,495,081	15,122,360	16,182,195	15,947,458
老人福祉費	993,881	1,269,821	1,292,202	1,320,769	1,258,951	1,300,939
老人医療給付費	671,954	749,894	1,000,593	880,381	1,086,450	1,031,923
障害者福祉費	601,771	679,591	852,789	943,361	987,908	937,231
児童福祉費	4,304,349	4,651,830	5,247,414	5,620,739	5,929,358	6,504,999
生活保護費	760,204	999,435	1,258,541	1,349,706	1,551,293	1,602,575
衛生費	3,238,545	3,927,955	4,186,873	4,321,798	4,484,730	4,167,682
労働費	28,122	25,919	24,553	24,093	27,724	27,881
農林水産業費	3,275,007	3,047,538	2,828,779	2,692,844	2,586,796	2,514,473
商工費	608,241	609,839	679,691	693,344	701,908	720,114
土木費	6,742,038	7,538,587	8,988,515	8,722,139	8,702,989	8,276,355
消防費	2,472,101	2,818,933	2,706,133	2,979,009	3,330,325	3,129,119
教育費	7,675,268	8,957,395	8,652,182	8,927,957	8,170,296	7,638,351
公債費	4,889,418	6,346,250	7,418,881	11,139,606	7,138,027	7,254,907
元金	3,548,038	4,787,485	5,703,175	9,554,296	5,736,408	5,961,971
利子	1,341,350	1,558,712	1,715,664	1,585,275	1,401,585	1,292,907
諸支出金	103,452	477,807	2,026,066	745,949	601,557	3,234,502
合 計	47,578,615	53,933,631	58,539,070	62,342,415	58,844,148	59,470,112

金額は四捨五入してありますので、合計が一致しない場合があります。内訳は主なものです。

表4 2005年度一般会計決算の類似団体平均、県内他市との比較

(単位：人口1人あたり円)

区 分	つくば市	類団平均	水戸市	日立市	ひたちなか市	土浦市
歳入	321,538	377,396	334,093	305,855	273,572	316,615
市税	176,388	128,891	145,053	138,408	135,278	154,080
地方交付税	9,873	67,357	24,550	38,733	16,587	15,585
歳出	306,283	365,259	325,831	295,734	263,940	308,159
議会費	2,149	2,756	2,090	2,744	2,132	3,268
総務費	42,162	49,897	30,407	62,119	29,666	35,469
民生費	80,504	93,815	87,683	72,582	66,450	74,712
老人福祉費	15,079	19,684	17,580	17,328	13,687	16,259
児童福祉費	31,880	31,387	31,959	23,305	24,077	25,509
生活保護費	8,093	18,497	16,772	13,567	7,470	9,466
衛生費	22,743	30,670	21,932	17,688	26,009	20,320
農林水産業費	14,184	12,543	7,406	1,708	4,894	6,242
商工費	3,711	14,149	4,602	8,511	4,418	8,342
土木費	43,746	52,985	80,923	45,188	51,153	69,593
消防費	17,431	14,256	12,092	16,360	9,426	13,700
教育費	42,283	37,948	32,349	31,086	34,366	32,487
公債費	37,226	46,233	46,046	37,112	33,899	44,027

総務省の地方財政状況調査の数値を用いているため、区分の違いで表3の決算額とは一致しません。

また歳出面では、生活保護費が小さく、消防費、教育費が大きくなっています。消防費については、市域面積が非常に大きく、そのほとんどが可住地であるため、それをカバーするための消防署や消防職員を配置していること、教育費については、小中学校、幼稚園、公民館などの施設が非常に多く、維持管理経費がかかることが原因となっています。

生活保護費が小さいのは保護世帯が少ないことが理由ですが、急激に増加しているため、今後他団体並みに財政の圧迫要因になる危険性があります。

財政指標について

財政力指数

財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、年間の実際の収入額を必要と考えられる支出額（理論値）で除したものです。支出額が交付税算定に用いられる理論値のため、必ずしも実態を反映しているとは言えません。

経常収支比率

市税等の経常的な収入が、どの程度経常的な支出に充てられているかを示す指標で、低いほど弾力的な財政状況と言えますが、福祉・教育等の経常的な支出の増加により、近年は全国的に高まる傾向にあります。

公債費比率

標準的な状態で通常収入とされるであろう経常的な収入を示す標準財政規模に対して、公債費（借入金の返済額）がどの程度を占めるのかを表す指数です。

財政状況の実態は？

つくば市は財政指標等で見ると比較的健全な財政状況であると言えますが、実態としては非常に厳しい財政状況にあります。

まず、町村の合併によって生まれた市であるため、旧町村単位に残された数多くの公共

施設の維持管理経費や、その公共施設を管理するための職員の配置に伴う人件費が財政を圧迫している要因のひとつとなっています。

市域面積が大きく、そのほとんどが平地であることを反映して、市道の延長・面積も他団体と比較して非常に大きく、舗装等の維持管理が間に合わないような状況も発生しています。

また、研究学園都市開発時に一体的に整備されたため、一般的な団体と比べて市営の保育所、幼稚園が非常に多いことも財政圧迫要因のひとつにあげられます。特に保育所に関しては、三位一体の改革で市営分に関する国庫負担が打ち切られているため、市の負担が大きくなっています。

ただし、これらの財政圧迫要因は、そのまま市民サービスに直結しているものですので、必ずしも削減が必要な経費と言うことはできません。

表5を見ると、この15年ほどで経常収支比率や公債費比率が悪化し、積立金を大幅に減らして市債残高を増やしていることがわかります。特に積立金については新庁舎建設のための50億円もの基金が、廃止となり、別の目的に使われています（2000年度から再度新庁舎建設基金を積み立て始めた）。

財政指標の悪化は、バブル崩壊以来全国的な傾向ではありますが（表6）、つくば市の財政状況の悪化は、それだけでなく、前述の基金の例からもわかるように、行財政全般にわたる無計画な運営が原因のひとつになっていると考えられます。

これからのつくば市では、新庁舎の建設や老朽化しつつある義務教育施設の耐震化改修、つくばエクスプレス沿線開発等の大規模な事業が計画されています。特につくばエクスプレス関連では、既に120億円を超す出資をしているうえに、計画人口8万人と言われる沿

線開発に関する市の負担は 1,000 億円を超すとも言われています。

このような巨大な事業を進めるにあたっては、10 年先、20 年先を見通した計画的な行財政運営と必要に応じて柔軟に事業計画を見直していく姿勢が必要不可欠になります。

また、市民への十分な情報の公開と市民が

事業計画へ参画する場が与えられなければなりません。

つくば市が今後も発展を続けながら、健全な財政状況を維持していくためには、このように計画性と柔軟性を持ち、市民と対話しながら進める市政運営が求められています。

(つくば市職員労働組合)

表5 財政指標及び各年度末の市債・積立金残高の推移(＊)

(単位：百万円)

年度	財政力指数	経常収支比率	公債費比率	市債残高				積立金残高
				一般会計	下水道	上水道	病院	
1992	1.00	69.7%	7.3%	36,280	19,088	16,918	274	10,041
1993	0.99	73.2%	7.7%	43,196	22,798	19,909	489	11,140
1994	0.99	79.6%	8.7%	47,600	27,191	19,909	500	9,903
1995	0.98	72.2%	8.8%	57,955	31,372	26,120	463	9,284
1996	1.01	76.8%	9.3%	63,621	35,261	27,978	382	8,568
1997	1.01	78.9%	10.2%	69,449	39,429	29,720	300	6,453
1998	0.99	78.1%	9.6%	72,152	42,000	29,934	218	6,982
1999	0.95	79.8%	10.3%	76,805	44,689	31,920	196	6,787
2000	0.92	82.1%	10.6%	76,366	42,948	33,236	182	4,932
2001	0.91	82.2%	11.0%	75,710	41,365	34,172	173	4,841
2002	0.91	88.7%	15.6%	119,538	61,194	44,385	13,795	3,730
2003	0.94	81.8%	15.7%	126,905	62,117	46,222	18,411	5,735
2004	1.00	86.7%	14.2%	130,474	62,591	47,264	20,474	5,142
2005	1.04	85.6%	14.3%	130,449	61,483	47,705	21,127	3,930
2006	1.10	85.3%	13.2%	128,181	59,221	48,015	20,823	7,100

＊ 2002年度の合併により、荳崎町、筑南地方広域行政事務組合、筑南水道企業団の債務を引き継いだため、市債残高が急増しています。

市債残高は、元金の未返済額のみを表していますが、借入時の契約による利子の支払予定額や債務負担行為(後年度における費用負担を約束したもの)による支払い予定額を加えると、2006年度末の債務残高の合計は2,000億円近くになります。

表6 2005年度の財政指標等の類似団体平均、県内他市との比較

(単位：人、平方Km, 百万円)

団体名	2005年国調人口	面積	標準財政規模	財政力指数	経常収支比率	公債費比率	一般会計市債残高	積立金残高
つくば市	200,528	284.07	40,313	1.04	85.6%	14.3%	61,483	3,930
類似団体平均	207,850	524.71	42,335	0.68	89.5%	-	-	-
水戸市	262,603	217.45	48,781	0.84	88.8%	18.9%	107,029	1,252
日立市	199,218	225.55	35,530	0.77	83.6%	15.3%	59,913	20,096
ひたちなか市	153,639	99.03	24,935	0.90	92.2%	15.6%	47,919	6,509
土浦市	144,060	113.82	26,117	0.90	85.3%	16.5%	48,725	11,093

住民訴訟から見たつくば市行政

なぜ、住民(行政)訴訟か

本稿は 10 年を超えてつくば市と争ってきた数々の行政訴訟についての私的な記録です。私は工学系の研究所で 40 年以上も研究業務に従事してきたという人種ですから、訴訟などというものは、およそ無縁の存在でありました。それがどうしたことでしょうか、行政訴訟というものに踏みこんでしまい足を抜けずにもがいているのです。

2000 年 4 月に施行された地方分権一括法によって、政府の権限が大幅に地方自治体に移譲されました。地方分権によって地方主権が強化されるのはまことに喜ばしいことですが、裏を返せば地方自治体の首長、そして地方議会次第で、良い事も悪い事も何でもできるということを肝に銘じなければなりません。首長も議員も選挙で選ばれるのですから、市町村住民の幸せも不幸も、結局はその地域の住民の責任に帰することになるのです。それにしても、つくば市の行政の現状は嘆かわしいと言うほかはありません。

市議会が市行政のチェック機能を放棄しているのであれば、住民が司法に訴えてでも市の不正を阻止しなければなりません。それが行政訴訟・住民訴訟(注1)の本旨です。

つくば市政を語るときに、六か町村の寄り合い世帯の弊害を引きずっているとか、新住民は行政に無関心で因習的な村部落のボスが議員の大勢を占めて市政を牛耳っているなどということが言われますが、それを言う前にどうしても御当地の政治風土に触れずにはられません。

つくば市は研究学園国際都市として知られていますが、一皮むけば、その非近代的な政治土壌はわが国の中でもトップレベルにあると言え

ます。その具体的内容は、この白書でも各項で明らかにされるでしょうが、まずは歴史的土壌に触れておかなければなりません。つくば市政は表1に示されているように、あきれかえるばかりの前近代的基盤の上に立っているのです。

最初の行政訴訟

私たちの手がけた最初の訴訟は 1998 年にまでさかのぼります。ちょうどその頃、つくば市の行政腐敗を正そうとして「まともな市政をつくる会(竹島茂代表)」という市民グループが活発に活動していました。私たちはその中の「情報公開分科会」に属して、市政を正すためには、速やかに情報公開制度を導入して行政の透明性を高めることがまず必要であると主張し、関連して市政にアプローチする様々な制度を勉強していました。

1997 年の 12 月議会において 1996 年度の歳入欠陥として住民税 1 億 2658 万円の不納欠損(注2)が報告されました。欠損額は前年度の倍増でありました。

当時、巷(ちまた)では、資産家が高額な滞納をしているのに市長は情実でこれを時効処理にしようなどという風評が流されていました。

「情報公開分科会」のメンバーは、こんな風評が事実かどうかを明らかにするためにも、不納欠損処理に対処することは格好な実践課題であると考えて住民監査請求(注3)をすることにしました。その要旨は「時効に至る 5 年間は、徴税期間としては十分すぎるほど長い。徴税を怠って不納欠損とした損害額をつくば市に弁償することを市長らに求める。損害賠償を免れたらば時効完成がやむを得なかった事情を客観的な根拠に基づいて説明することを求める」

表1 つくば市行政の不祥事件 (茨城県戦後汚職年表～1998 那珂書房編ほか)

事件日時	事件種類	当事者	事件内容
1978. 12. 6	県会議員買収 当時は連座制なく法律的には免責	桜村長の長男	筑波大学生を多数買収し不在者投票させた。学生 137 人が書類送検され、斡旋学生の父親は自殺した。買収工作した土木業者は桜村から大量受注
1979. 4. 4	傷害書類送検	豊里町町会議長	塚本育造県議宅で同僚町議に暴行
1983. 10. 20	傷害書類送検	大穂町町議員	研修名目アジア旅行反対町議に暴行
1985. 10. 20	収賄逮捕 最高裁実刑(1993)	谷田部町長と長男	中学校工事で株木建設等 3 社から収賄 同年の全国最多収賄額 3,500 万円 町議会は辞職勧告決議案を否決 町長義弟の町議宅が銃撃される 町長代理(助役)宅に灯油まかれる 町長派町議に暴行(学研労協議長への暴行逮捕歴もある) 町長後継者町議宅の飼い犬が斬首される
1985. 12. 18		谷田部農業委員	
1986. 1. 16			
1986. 3. 22			
1986. 4. 9			
1988. 6. 14	偽計(公費観光)	議会建設委員会	国内視察研修と偽って韓国旅行
1990. 6. 11	偽計	市助役(翌年市長)	大阪国際博覧会に病弱と偽り車椅子で優先入場
1991. 12. 24	市長選挙買収	つくば市長義弟	
1992. 5. 1	農地法違反	つくば市長 (助役当時)	届出なしの土地売却 広域暴力団系企業への高値売却
1994. 2. 15	収賄	市議(事務組合議長)	組合発注大型ゴミ焼却場建設工事(住友重機)
1994. 5. 20	不法投棄書類送検	元県会議員の経営する会社	汚物の大量不法投棄、搬入停止命令 政治団体幹部による不法投棄関連資料窃盗で逮捕
1994. 11. 1	収賄 起訴猶予	市教育委員会 施設課長 市長長男(現市議)	学校教育用コンピュータ納入便宜供与
1996. 4. 11	市長選挙買収 地裁実刑・高裁執行 猶予	つくば市長	市議・区長等 20 人逮捕 助役指示で家宅捜索前に入札関係資料焼却
事件日時	事件種類	当事者	事件内容
1996. 5. 4	偽計(公費観光)	筑南水道事業団 議員団	5 泊の欧州研修旅行は 2 時間半の水道施設 見学以外は観光旅行
1996. 12. 4	職権濫用書類送検	市民窓口課係長	幹部職員の要請でその娘の離婚届不受理
2000. 11.	詐欺・横領 懲役 7 年	筑南水道事業団 事務局長心得	中央信金から 100 億円の違法借入。一部を私的費消。つくば市に 2 億円の損害を与えた
2006. 9	環境省補助金返還命令	つくば市	

I 行政と財政

というものでありました。

私たちは、つくば市が慣行としてきた徴税事務に問題があったことを監査委員が認めて、今後改善せよという監査結果が出されるならば、それだけで十分に満足でした。ところが請求は棄却されました。その理由は、「市は滞納者に督促状を送付している」とし、千数百件にもよる不納欠損案件のうちわずか3件についてコメントしただけで、「請求には理由がないので棄却する」という、何の反省もなく説得力のないものでした。

これは市民をばかにする態度であり不問に付すことはできないと勉強会では議論が沸騰、たまたま別件で「不服なら提訴したらいかが」と市議会での市長答弁があり、それはたしかに民主主義の正道、有り難くちょうだいしようということになりました。8名の原告間には少なからぬ温度差がありました。「時効に助けを求めるのは滞納者。徴税者が職務怠慢の免罪符にするのはもってのほか」とは激怒派、「当事者責任のない現市長を責めるのは不本意、うるさい市民が騒いでいるという事実を示すことに意義がある」とはクール派、「悪い事をするのではないから私も仲間に入ります」とは純情派でした。

原告団としては、訴訟の勝ち負けは問題ではなく、むしろ今後の市政に対して、徴税の不正に対する抑止力の発動、徴税行為に関する説明責任の追及、市職員に対する責任感と執務能力の向上などの効果をねらうこととしました(表2の(1))。

また、ふつうの市民がふつうの生活の中で可能な市民運動にすることが望ましいとして、費用のかさむ弁護士を立てずに本人訴訟としました。

不納欠損訴訟の経過

弁論(審理)が始まるとすぐに、被告(市長な

ど)は裁判所に対し、つくば市が被告への補助参加(注4)をしたいと申請してきました。これが認められると弁護士費用はつくば市が負担することになります。つくば市の被った損害の賠償を求めて住民が代位訴訟(注5)をしているのに、その弁護士費用をつくば市が負担して被告を弁護するというのは道理に合わないことなので、原告団はこれに反対しました。水戸地裁ではいったん補助参加が却下されたのですが、被告は東京高裁に抗告し、「補助参加により、つくば市の管理する膨大な資料を法廷に証拠として提供できる」と主張して、結局は補助参加が認められました。この補助参加問題での争いで本訴訟は1年近くもストップしてしまいました。以降、被告代理人弁護士は法廷では表に立たず、原告団は実質的には参加人つくば市だけを相手に争うことになりました。

弁論が再開されると、原告団は衝撃的な事実を知らされます。つくば市は、「不納欠損処理額の42%に相当する約5,300万円は実は時効が完成していなかった。そこで、復活処分(不納欠損処理の取消し)を行った。」というのです。

これは何ということでしょう。監査委員は何を監査していたのでしょうか。訴訟が提起されなければこの不法行為は表沙汰にはならなかったのです。さらに驚くことは、不納欠損処理というのは単なる会計処理であって、時効期限前に欠損処理をしても、それは違法という性格のものではなく、現実に復活処分を行ったのだから何事でもないといつくば市は主張したのです。

被告責任の根幹は、徴税に関する違法または怠る行為です。ところが、つくば市は、「違法行為等について具体的立証がない」と言い出したのです。つまり「原告は、請求原因として、全体件数、全体金額のみを主張しているだけで個別案件についての立証がない」というのです。そこで原告団は、つくば市が補助参加の必要性として「膨大な証拠を提供できる」と主張した

I 行政と財政

表2 住民訴訟一覧とその内容・経過・効果

訴訟課題	内容・経過・効果
<p>(1) 住民税不納欠損による損害賠償請求</p> <p>原告： まともな市政を作る会 情報公開分科会 8名 住民監査請求 1998.2 監査請求 1998.5 訴訟提起 2007.8 水戸地裁請求棄却判決</p>	<p>概要：平成8年度決算において時効による住民税徴収放棄額が、従来年度から倍増して1億2,658万円に達した。市長等に徴税怠慢を理由に損害賠償を求める。</p> <p>審理途上で不納欠損額の42%が時効期限未満の不法処理だったことが発覚し、つくば市は不納欠損を取り消し徴税を復活した。</p> <p>つくば市は被告を弁護するために参加人となった。このあと参加人弁護士だけが登場することになり、被告の弁護費用は実質的にはつくば市が支出することになった。</p> <p>判決：時効期限前欠損は復活により修復され損害にはならないとの見解であり、徴税作業に関して違法又は怠る事実はないとの結論ではあった。</p> <p>効果：つくば市の関係職員は、法廷への説明のために不毛とも言うべき膨大な資料作成に追われたり、証人尋問を受けるための過重な負担を受けるなどのことがあり、つくば市職員に法令順守と職務に対する緊張感をはぐくんだことは想像に難くない。</p> <p>原告は当初から勝訴する期待はせず、以下の目的は達成された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 徴税の不公平・不公正に対する抑止力の発動 ② 市政とくに徴税行為における説明責任の追及と情報公開の推進 ③ つくば市職員の職務に対する責任感と執務効率の向上、職員に緊張感を持たせること
<p>(2) 住民税各個の欠損額・課税額等一覧の情報非公開の取消請求</p> <p>原告： まともな市政を作る会 情報公開分科会 2名 2003.1 情報公開請求 2003.7 訴訟提起 2005.4 地裁判決 2005.10 高裁判決</p>	<p>概要：住民税不納欠損の審理に派生した訴訟。不納欠損処理に係る個別案件ごとの欠損額・課税額一覧の情報公開請求に対し、つくば市が秘匿義務を盾にした非公開処分の取消請求。</p> <p>判決：原審、控訴審とも原告請求が認められた。</p> <p>氏名・住所その他納税義務者、取引関係者等の個人情報を秘匿すれば、当事者等の利益侵害ならず地方税法の地方税の調査に関する情報の秘匿義務違反にならない。</p> <p>地方公務員法の守秘義務に関しても個人情報を秘匿すれば課税金額等の公開は公的利益の侵害にならないので同法違反にはならない。</p> <p>効果：わが国初の司法判断であり、波及効果は小さくない。</p>
<p>(3) 徴税作業の記録情報非公開の取消請求</p> <p>原告： まともな市政を作る会 情報公開分科会 2名 2005.5 情報公開請求 2006.7 訴訟提起 2007.6 地裁判決 2008.3 高裁判決</p>	<p>概要：同じく派生訴訟。法廷の審理途上で徴税作業の記録を保存しているとの職員証言に基づいて記録公開を求めたが、つくば市が非公開とした。これに対し異議申し立てを行ったが、審査会は記録の年月日を除いて非公開としたので、全面公開を求めて処分の取消を請求したもの。</p> <p>地裁判決：請求棄却</p> <p>徴税記録は相手方の個人情報を秘匿すれば、公開によって相手方情報が一般に知られることはないが、滞納者に徴税のノウハウを知らしめて徴税を逃れる手段をはかる可能性があり、また守秘を前提にしての調査という約束が破られると納税者と職員間の信頼関係が失われ徴税の妨害になる可能性がある。</p> <p>高裁判決：控訴棄却</p> <p>地裁判決は手続上瑕疵により無効とする。</p> <p>徴税作業の詳細記録は個人記録と一体で分離しにくい。</p> <p>つくば市の裁量で個人情報を分離除去して公開することは妨げないが、非公開処分としても違法ではない。</p>
<p>(4) 日本遺族会への補助金取消請求</p> <p>原告：筆者 2003.7 住民監査請求 2003.10 訴訟提起 2005.8 地裁判決</p>	<p>概要：補助金の返還請求。</p> <p>つくば支部の総会を、福島県の温泉まで出かけて一泊旅行で開催している。</p> <p>会費を徴収しているが、それを補助金で全額還元している。</p> <p>判決：「違法とまではいえない」として請求棄却。</p> <p>効果：住民監査段階で約70万円を返還させた。</p> <p>20年を超えて保証されていた年額500万円の補助金額が、その後100万円程度に減額さ</p>

2006.3 高裁判決	れている。
-------------	-------

事実を逆にとり、裁判所に「文書提出命令の申立て」により、つくば市に不納欠損案件に関する個別資料を提供するように求めました。資料の性格上、それは行政庁しか持ち得ないものだからだと主張したのです。これに対しても、つくば市は、「地方税に関する守秘義務、公務員の守秘義務」をたてにとって抵抗しましたが、裁判所は原告団の主張を一部取り入れて徴税記録台帳の提出を要請し、つくば市は 1,000 頁を超える資料を作成して提出させられることになりました。この間、つくば市の資料作成の時間稼ぎを含めて3年近くを空費しています。

つくば市は徴税記録台帳を提出したものの税額等はすべて黒く塗りつぶされていました。原告団は数字の明示を求めましたが、つくば市は拒否しました。裁判所も記録の提出はつくば市に対する裁判所の協力要請であって、法律上の文書提出要件(注6)を欠くので命令はできないとしていました。

情報公開請求却下取り消し訴訟の派生

そこで原告団は、訴訟における文書提出要件の不要な情報公開請求によって、この文書の提出を求めることにしました。そして上記の文書において税額等の数字が隠されていない記録文書の公開を求めました。予期したとおり請求は却下されたので、却下取消しの訴訟を起こすことになりました。これは水戸地裁でも東京高裁でも勝訴したのです(表2の(2))。

その後、つくば市は納税課長を証言台に立たせて、「つくば市の徴税行為は誤った不納欠損処理の復活処分を含めて違法性も怠る事実もない」と主張しました。反対尋問において、証人は門外不出の徴税作業報告記録が存在すると答えたので、その記録の情報公開を請求し、その却下を受けて、もう一つの情報公開却下取消し訴訟を起こすことになりました。まず地裁では棄却されましたが、控訴審でがんばったために、ずさんな地裁判決は無効となりました。しかし

高裁ではまた異なった理屈を持ち出してきて結果としては敗訴に終わりました(表2の(3))。

補助金返還請求訴訟

つくば市では 1999 年度から情報公開制度が導入されたのですが、そのおかげで今まで不透明であった市民団体への補助金のずさんな使途が発覚し、批判を浴びるものが出てきました。そこで 2002 年度から市民団体への補助金の公募制が導入され、第三者機関として補助金制度懇話会が審査することになりました。座長の辻中筑波大教授を始め外部委員5名で構成された懇話会は、数多くの制度改善を提言したばかりでなく、個別案件の審査も精力的に行い、おそらく自治体懇話会としては全国的にもトップクラスの働きをしました。ところが、いわゆる抵抗勢力にこびる行政側が、懇話会が不可とした補助金を復活させる事例が数多く見られました。

筆者は、これら公募型補助金のうち問題ありと思われた分について使用実績を詳細に調査し、目に余る3団体(つくば市遺族会連合会、つくば沿線地区まちづくり協議会、圏央道等対策協議会)を選んで補助金返還または損害賠償を求めて水戸地裁に訴えを起こしました(表2の(4),(5))。

①つくば市遺族会連合会

(補助金額 551 万円)

この会は日本遺族会のつくば市組織ですが、合併後も旧5町村単位で運営され、連合会としていました。

目に立つ不当支出は総会費用です。32名が参加した研修旅費として130万円程度支出されていたのですが、その内容は一泊二日の宿泊費と大型サロンバスの借り上げ代等でした。しかも会員はつくば市民に限られるのに福島県の温泉旅館へ出かけているのです。連合会費として会費から250万円の入金があるように見えるので

表2 (続き) 住民訴訟一覧とその内容・経過・効果

訴訟課題	内容・経過・効果
(5) TX沿線まちづくり協議会、圏央道等対策協議会への補助金取消請求 原告：筆者 2003.8 住民監査請求 2003.10 訴訟提起 2004.10 地裁判決 2004.10 高裁判決	概要：補助金の返還請求。2002年度、約500万円の補助金に対し食料費が200万円を占めている。見学名目の観光旅行。目的外の日常経費に流用。 判決：「違法とまではいえない」として請求棄却。 効果：本訴訟を契機につくば市では補助金による食料費支出が禁止された。また同協議会への補助金が大幅に減額されている。
(6) 筑南水道 詐欺横領事件による損害賠償請求 2005.11 住民監査請求 2007.8 地裁判決	概要：筑南水道事業団の事務局長が中央信金から100億円の不正借入を行いその一部を横領したことより、つくば市に約2億円の損害を与えた。これに対し、当時の市長等に管理者責任を問い、報酬一部の減額として、100万円前後の提供を求める訴訟。 原告は民法の善良な管理者義務違反等を主張した。 判決：原告の主張する管理者責任が立証されていないという理由で棄却された。
(7) 小型風力発電装置に対する損害賠償請求 2006.1 住民監査請求 2006.4 訴訟提起 目下係争中	回らぬ風車問題に対しては別項で詳述されている。 訴えの原因：2004年度の環境省補助金の申請にあたり、事業計画において架空の発電量を示して補助金交付を受けた。機種選定委員会を設置していながら委員会を招集せず、委員持ち回りにつくば市指定の機種に選定署名をさせた。また3億円の予算で30基の建設計画を提出していながら、同額で23基しが建設しなかった。工事発注にあたっては発電装置製造関連工事企業を外し、工事を5分割した上、地元土建業者5グループに落札させたが、各受託企業は、製造関連企業に一括丸投げしている。これらは補助金詐取と詐欺及び官製談合の疑いが生ずる根拠である。
(8) 薬師地区の土地区画整理事業の赤字清算のための補助金投入に対するつくば市の裁量権逸脱と濫用による損害賠償請求 2006.9 住民監査請求 2006.12 訴訟提起 目下係争中	概要：旧大穂町薬師地区の土地区画整理組合が1990年度から7ヘクタール弱の土地開発を実施したが、2004年度の完了時に3億円を超える借金を残した。つくば市は、その債務のうち1億1,500万円分を補助金交付によって肩代わりした。市長等の裁量権逸脱と濫用に対する損害賠償請求である。 損害賠償請求の根拠：本事業には公共性がないことは実績を見れば明らかである。 1990年の事業開始以来18年を経て住宅戸数増は計画に対して20%程度しかない。組合の表経理は赤字になっているが、組合員は土地売却益と評価益とで大幅な資産増加を達成しているので組合員負担で赤字処理を行うべきである。 そもそも土地区画整合法第118条によれば、組合の施行する土地区画整理に要する費用は組合が負担することになっている。

表3 土地区画整理組合員(地権者)の資産評価額増加

	事業施行前	事業施行後	
土地面積(m ²)	62,528	46,218	実質減歩率 26%
平均土地価格(m ² 当たり)	6740円	27,121円	
総価格	4億2144万円	12億5347万円	8億3202万円の増加

表4 土地区画整理の計画と実態の乖離

	事業前状況	事業計画	現状	増加達成率
住居系建物	17戸	198戸(人口換算)	54戸	15%
人口	60人	700人	190人(戸数換算)	15%
公園		新設(2,150m ²)	公園施設なし	予算支出なし

I 行政と財政

すが、同額が補助金から交付金として支出されています。そして会議費の中味はほとんど飲食費です。

②つくば沿線地区まちづくり協議会

(補助金額 523 万円)

圏央道等対策協議会

(補助金額 225 万円)

両団体の構成者は、それぞれつくばエクスプレス沿線地域及び圏央道・6号バイパス沿道の地権者であり、団体の主な目的は、沿線・沿道の開発地域の事業計画や土地利用について検討、学習を行うことになっています。実態としては事業を円滑に進めるために官主導で組織されたものといえます。

これらの団体への補助金について目に余るのは、多額の会議費の中味がほとんどすべて飲食費だったことです。圏央道等対策協議会での典型的なムダ使いを詳細に例示します。37万円の旅行領収書を調べてみると、参加者はわずか16名で、木更津インターチェンジでの実質1時間の視察のために観光地への一泊旅行を行っていたことがわかりました。

法廷で証人尋問に立った所管課の課長は、補助金の趣旨や用途がいかにより必要であるかを述べていましたが、原告の反対尋問「この視察旅行は日帰りでも十分可能だったろう」という指摘に対し、ぬけぬけと、「参加者には高齢者が多いので余裕のあるスケジュールを組んだ」と答えていました。その「お見事な」旅行日程(図1)を見てください。

それでも判決は原告請求の棄却

裁判所の判決にもあきれてしまいます。行政は常に正しいという立場で行政の自由裁量を最大限認める場合があまりにも多いのです。前項の房総旅行についても判決文で高齢者の参加が多いことを判断の根拠に加えています。これら補助金返還請求については、要するに、「法律

に違反しているとまではいえない」としてことごとく原告請求は棄却されました。飲食費についても、証拠の提出もなく所管課職員の証言だけで、食事時間帯の会議(もちろん議事録など皆無の会議)が非常識に多いことは問わず、総飲食費を回数と人数で割り算して、「一人当たり千円未満の費消は社会通念に反しない」の一言です。

ちなみに、被告側つくば市の主任代理人弁護士は、著名な経済事件訴訟でらつ腕を振るってきたという評判の弁護士ですが、あるとき原告と被告の両側に通じたとして弁護士倫理違反を問われ、弁護士会から有期の業務停止処分を受けたことがあります。これを不服としてこの弁護士は訴訟を起しましたが、結局最高裁判所まで行って敗訴が確定しています。

正規の料金を超えた着手金を取っているとして弁護士会に懲戒を請求されたこともありました。市町村のような公共団体が、こういう弁護士を抱えるのも問題です。

風力発電機設置事業損害賠償請求

この詳細は別項に詳しいので、訴訟関連についてだけ要点を以下に記述します。

2005年秋、小・中学校に建てられた風車が回っていないという市井の評判が立ったころ、つくば市政の腐敗を直さなければと活動していた「一匹狼」が4匹集まって市井ランダム倶楽部を名乗りました。それぞれ、今までどおり諸活動を続けますが、情報を共有し共通課題については行動を共にしようというくらいの申合せです。

市井ランダム倶楽部の最初の仕事は、風車設置に関する疑念を情報公開請求と実地調査によって徹底的に検証し、風車訴訟の原告団を結成することでした。訴えは、市原市長、小野寺前助役、ほか市職員2名に対し損害賠償を請求することを求めており、係争中です。請求原因は

I 行政と財政

以下のとおりです(表2の(7))。

①官製談合の疑い

環境省補助金の交付申請書には風車発電装置30基で3億円の見積書が添付されていたのですが、実際に設置された風車の数は23基でした。つまり7基分7千万円を超過支出したのです。

発注関連の文書を精査したところ、官製談合の疑いが濃厚になりました。本来、1件発注であるべき工事を5分割し、企業の規模から入札資格のない業者を指名参加させて契約しています。しかも各落札業者は、ほとんどすべての工事を1社に丸投げしています。5分割された入札記録を見ると、落札率はすべて97%台であるばかりでなく、入札額の並びがいかにも人為的でありました。

②詐欺的な補助金申請

つくば市は、発注に先立ち環境省に対し虚構の発電計画量を示して補助金を申請し交付を受けました。当然の帰結として実際の発電量は計画値には程遠く環境省から補助金1億8,500万円全額の返還を命じられました。返還命令書の『交付申請書記載の二酸化炭素排出削減効果が得られるものと誤認させられた』という記述は、詐欺的な申請であったと言わなければならないものでした。

損害賠償対象者の行為は、地方自治法、地方財政法、補助金交付適正化法、地方公務員法その他の法律に違反するものとして訴えを起しています。

薬師土地区画整理組合補助金に係る損害賠償請求

研究学園都市の建設に伴って、旧大穂町では薬師地区の中心部に隣接する畑地及び芝地を開発して市街地にする計画が立てられていました。これを受けて同地区の地権者が1990年に土地区画整理組合を設立し、約6.7ヘクタールの土地に市街地を建設することを目的として事業を

開始しました。この費用は整理組合が負担することになっていますが(土地区画整理法第118条)、開発後の土地再配分に先立って、地権者が一定の減歩率(注7：この場合約30%)で提供する配分保留分の土地を売却することによって、開発のために借り入れた費用を返済します。一般には開発による効用増加により、減歩を上回る地価上昇があるので、減歩による財産侵害はないとされています。

1993年には工事が完了し造成地の販売を始めましたが、地価下落により思惑どおりの設定価格で売却することが困難になりました。段階的な値下げにより2005年に至ってようやく保留分土地の売却が完了しましたが約4億円の負債を残したのです。負債処理には銀行が高利であった利子分の放棄、組合員への賦課、及びつくば市の補助金交付(総負債の約1/3に相当する1億1,500万円)を充当しました。

訴訟は、市井ランダム倶楽部が原告となり、清算だけを目的とした補助金交付には公益性がないとして市長等に損害賠償を求めたものです(表2の(8))。

つくば市は、負債の発生はバブルの崩壊によるもので組合には責任がなく、負債を残したままでは、組合員が土地を売却した場合に、将来買主が清算金を負担することになる(注8)ので土地取引の安全性が保証されず、したがって市街地形成が阻害されるので、補助金の投入は公益性があると主張しています。

これに対し原告は、バブル崩壊は口実でしかなく、当初の地権者が土地の値上がりによって大きな利益を得ようとして減歩率を低く設定したことが負債発生の根本原因であり、大きな利益を手にした当初地権者が賦課金を負担して赤字を清算するべきであると主張しています。

莫大な利益については根拠があります。つくば市は組合への補助金交付の準備として、組合員に対し市議会への請願書を出させているので

I 行政と財政

すが、これを審議した建設委員会で交付推進派の須藤議員(元つくば市企画部長)が、市街地開発によって固定資産税単価が4倍になったので、市街地開発はつくば市の税収に効果があったと応援説明をしています。

現実に納税台帳や路線価などによって組合員所有の土地評価額を調べてみると、土地評価額は少なくとも8億円以上値上がりしています。表3は低めに見積もった結果です。

そのほかにも疑念があります。この事業は「健全な市街地の形成と良好な宅地の供給」を目的としていたのですが、1993年に建設工事が完了してから15年を経過しているにもかかわらず、計画の達成率は20%にも及びません(表4)。

あとがき

10年間の訴訟体験を通じてつくづく思うことがあります。住民訴訟などというものは、およそ不毛なものであると。住民側の勝率は平均十数%しかないという事実を指しているのではありません。社会的生産の効率という視点で考えたら、これほどムダなものはないでしょう。

原告(住民)は、行政の不当性、違法性を立証するために資料を集め法律の条文を精読し提出書面を作成しなければなりません。相手方の行政部局もまた私たち原告への反論のために、住民サービスに充てるべき時間を犠牲にして資料づくりにテンテコ舞いしているに違いありません。そして裁判官もご苦労さまなことです。何も訴訟にまで持ち込まなくても、住民監査請求(注3)の段階で、当事者間の話し合いによって妥協点が見つけられるのであれば、これに越した

ことはないのです。

住民側が訴訟に勝てない理由の一つとして行政の無謬性ということがあります。行政は過ちを犯さない、そして責任を問われないという大前提が司法の場にも見られるのです。行政はそれを見越していかようにも屁理屈をつけるのです。

私たちの場合は立証能力の不足も挙げられます。すぐれた弁護士を立てれば、調査と法理念の両面でパワーアップが期待できることがあります。私自身のことを言えば、行政の不正、怠慢に対する抑止力の強化だけでも満足している面はあるのですが、訴訟を起こすのであれば勝たなければ意味がないと主張される方も少なくありません。

私はここ10年来、総括判事(裁判長)だけでも十数人の裁判官と相まみえることになりましたが、訴訟指揮、判決の吟味ぶりは十人十色です。事実審理を尽くそうとする裁判官もあれば、十分に反証を挙げる間も与えず結審を急ぐ裁判官もいます。本人訴訟であることを気遣って難解な用語を説明したり、不足する証拠、法律解釈の提出を求めたりもします。訴訟指揮がやさしいといっても判決はまた別です。交通違反でも、怒鳴りつける警察官が違反を見逃してくれたり、猫なで声の婦人警官が、がっかりと違反切符を切ったりするのと似たところもあります。

行政訴訟など正義感だけではとてもやってはいけません。不謹慎な言い方ですが、クールにゲーム感覚で対処しなければ、とても長続きはしません。

(市井ランダム倶楽部 栗山洋四)

(注1)行政訴訟・住民訴訟：行政訴訟は行政行為の不服を訴える一般的な訴訟であるが、そのうちの住民訴訟は、地方自治法242条の2に規定された制度で、地方公共団体(市町村、事

務組合など)の住民が、その財務行政の適正な運営を確保するため、その機関又は職員による違法な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを防止し、是正し、又は損害を回復するた

めに提起する訴訟である。

(注2) **不納欠損**：地方税などの滞納分を帳簿から取り消し、納税義務を消滅させる会計処理の手法。滞納者の死亡、居所不明、生活困窮、時効(5年)の成立などにより、市町村の判断で行うことが認められている。

(注3) **住民監査請求**：地方自治法によれば、住民訴訟を提起するには、その前段の行為として、地方公共団体等の監査委員に対して監査請求をしなければならない。却下等の不服のあるときに初めて住民訴訟を提起することができる。

(注4) **参加人**：訴訟の結果について利害関係のある第三者が、当事者の一方を補助するために、参加人として訴訟に参加し当事者同様の訴訟行為をすることができる。参加申出に対して当事者が異議を述べたときには別途裁判により決定する。

(注5) **代位訴訟**：代位というのは、本来は債権者に代わって第三者が債務者から債権を取り立てるような場合に用いられるのであるが、ここでは、つくば市が債権を取り立てるべき訴訟

を、住民がつくば市に代わって訴訟に訴えることを意味する。

(注6) **文書提出命令の要件**：裁判所が訴訟の当事者に文書提出命令を発するために必要な条件のことで、当事者が訴訟において引用した文書を所持しているときなどが挙げられている(民事訴訟法22条)。

本例では、原告が証人尋問において引用した文書ではあったが、証人(つくば市課長)はつくば市(参加人)の管理者ではなく、当事者ではないとして提出申立ては却下された。

(注7) **減歩率**：土地区画整理事業の実施に際して、道路その他の公共用地を生み出し、また整理後の土地の一部を売却して事業費を生み出すために、事業後には当初地権者所有の土地面積は減らされる。その減少率を減歩率という。

(注8) **土地区画整理法により**、当初組合員の土地の権利を引き継いだものは、自動的に組合員になり、当初組合員の権利・義務を引き継ぐ。

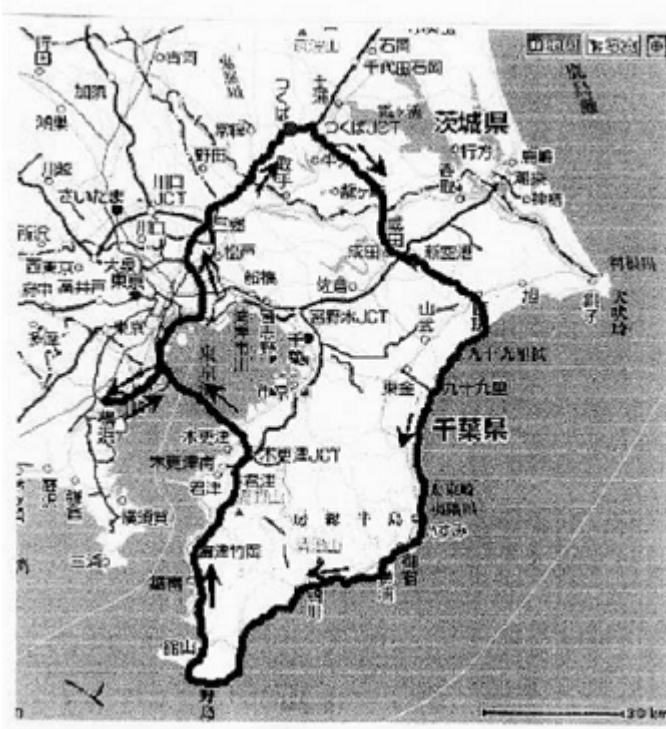


図1 圏央道対策協議会の研修コース

第1日

8:00 J A真瀬支所出発

9:30~9:50 成田(休憩)

11:30~12:30 九十九里経由 御宿(昼食)

13:20~14:30 天津小湊(誕生寺、
鯉の浦遊覧船)

16:30 鴨川、ローズマリー
公園経由 白浜(泊)

第2日

8:00 ホテル発

10:00~11:00 木更津(視察)

12:00~1400 アクアライン経由
横浜(昼食)

16:30 J A真瀬支所帰着

自慢じゃ「ある」が・・・の話—もと豊里行政マンの回顧

「自慢じゃないが」と言いながら自慢話を長々とする人がよくある。また、自慢話と思われまいよう、それを隠しながら、チラッと何気なく小出しに自慢話をする人もいる。私はそのどっちもあまり好きではない。だから私は、頼まれて行政マン時代の話をする時は、「自慢じゃあるが」と前置きして始めることにしている。

誰かの、何かの役に立てばと思いながら、「自慢じゃあるが」の話＝豊里時代の心に残ることを書くことにする。

若僧時代

役場に入ったばかりの若僧の頃。約 12 年間、大半が出納室勤務だった。出納室といっても収入役以外は私一人。

昭和 35 年に組合が結成された。予定が狂って急遽初代の委員長になってしまった。全国的な労働運動の高揚の中、数度の闘いの結果超低賃金打破の成果を上げた。しかし、古い体質の田舎町でのこと、組合に対する住民感情は必ずしも好意的ではなかった。「職務上知り得る秘密」の宝庫＝出納室、そこで働く人間が組合委員長では当局にとって不都合この上もなかった。あまり重要でないとなれば当局が思っていたであろう広報課へ配転された。

その当時、町の広報紙は民間のある新聞関係の経験者だった年配の方に外部委託され、不定期で発行されるという状態だった。そこへの配転＝閑職配転の意図だったようだ。

すぐに外部委託をやめ定期発行をはじめた。肩に力が入りガンバった。

養豚公害のキャンペーン

高度経済成長の中、町内にはいろいろな問題がうっ積していた。

「あっと驚くゴミの山」、「不満ブーブー養豚公害」など、広報紙でキャンペーンをはった。とくに「不満ブーブー・・・」はたいへんな問題になった。賛否両論が沸騰した。

当時豊里町は県内有数の養豚町だった。養豚業の好調な発展の一方、ハエや悪臭、たれ流しなどそれはひどいものだった。発生源＝加害者と被害者が隣人同士のため、陰でのグチだけで泣き寝入りのケースが殆どだった。

しかし或る時、隣町の谷田部から町長を先頭にむしろ旗を立てての抗議行動が起こった。東谷田川にそのまんまたれ流しの豚のふん尿、その悪質な経営への下流からの怒りだった。だが、わが行政は動かなかった。

広報マンの立場から可能なことを考えた。養豚問題、公害問題を考えようと紙上討論を企画した。もちろんトップや上司の了解をとった上ではじめた。

議会で大問題となった

「町が奨励した事業を、こともあろうに町の広報紙で、あんな取り上げ方をすると何ごとだ」「やつをクビにしろ」・・・と。

その頃養豚農家は羽振りがよかった。集落の中でも議会の中でも、有力なメンバーが養豚農家だったが、クビにはならなかった。

養豚関係の仕事を担当するハメに

次の人事異動では農政課へ、養豚関係も仕事の一つとなった。仲間と共に養豚事業の発展と養豚公害の解消の道を模索した。各地の

先進事例に学び、農家と共に汗を流しながら動いた。オガクズ確保のため農政課職員がとび廻るようなこともあった。一定の成果があった。

県南地区数市町村のたばこ農家と町内の荒廃平地林の所有者をつなぐ山林クリーン作戦は、一石三鳥の楽しい事業となり全国表彰を受けた。

トップの強い思い入れで始めた民有平地林を活用した憩いの場＝ゆかりの森事業はユニークな事業として脚光を浴びた。それがモデルとなって県内各地に森林公園整備が進んだ。

「農政課職員の給与は倍でもいい」

研究学園都市全体としての大きな課題＝ゴミ処理施設や火葬場いわゆる「迷惑施設」はどここの町村でも反対に会い、暗礁にのり上げていた。豊里町でも或る地区が候補地になり、反対運動がおこった。

その地区は地元歓迎の別の事業が進んでいた。しかし、迷惑施設反対の「あおり」でその事業が頓挫しかねない事態になった。トップと地元とのほざまで悩んだ。辞表をフトコロにしながら地元歓迎の事業に力を入れた。頓挫は

解消、迷惑施設の話も消えた。

全国的な課題の減反対策ももちろん真剣に取り組んだ。ただ、周辺の殆どの自治体では「最重要課題」として取り組んだが、我々はそうはしなかった。農家にとっていわば賃下げに当たる米の減反政策が「最重要課題」では、農家はたまったものじゃない。やらざるを得ないにしても最重要課題としてではなく、農家にとって必要なもの、やりたいことに力を入れよう、その上で減反にも協力してもらおう。そんな姿勢で取り組んだ。あまり無理でなく協力してもらえた。

減反政策が最初に出されたとき、「惰農奨励だ」と怒りをあらわにした精農家のTさん。

組合の賃上げ闘争にも批判的だった彼は、合併の直前、「農政課の職員は月給倍でもいい。農政課だけは合併しないでくれ」、と真顔でそう言った。

長い道のり、いろいろ間違いや弱点はあったが「住民本位」は貫けたなあ実感した。「自慢じゃあるが・・・」の話はこれでおしまい。

(つくば遊農 恵田三郎)



ゆかりの森

ゆかりの森の建物は木をふんだんに取り入れ、周囲の松林に溶け込むようにつくられている。とくに宿舍あかまつは、松林をデッキで取り込んだ開放的な庭を設け、全体が森と一体となった魅力を形成している（つくばの景観100より引用）。

風車問題とつくば市政

1. 風車事件の経緯と背景

「風神がオブジェに変わる筑波都市」

これは、埼玉県の島村栄一郎さんが読売新聞に投稿した「時事川柳」です。つくばの風車は、川柳でヤユされているように、まさに電力を無駄に消費するオブジェに変わってしまったのです。

つくば市は、環境省の交付金事業である「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に応募し、2004年度を初年度に3ヵ年で全小中学校53校に73基の風力発電機（風車）を設置する計画を立てました。風車で発電した電気を学校で使い、余った電気を売電して地域通貨を発行し、地域経済を活性化させ、同時に児童の環境教育に役立て、地球温暖化ガスであるCO₂を削減するという一石二鳥と言うべき理想的な計画でした。

ところが初年度に設置した23基の風車が思うように発電せず、税金の無駄遣いとして新聞、テレビ等で頻繁に報道され、「回らない風車」として全国的に有名になってしまいました（図1）。

事の発端は、2005年7月にめずらしい風車が学校に建設されたが「風車が回らない」という子供たちの声が市民に届けられたことです。そこで市民団体が全ての風車の発電量を毎月調べ始めました。その結果、設置から1年近く経っても計画の1%程度しか発電していないことが判ったのです。しかも風車を稼働させるための待機電力が発電量よりも40倍も多く、CO₂削減どころか、逆にCO₂を排出することが明らかになりました。

理想的な事業と思われていたつくばの風車は、市民が扇風機やウチワで扇ぐ姿が漫画と

なり、夏休みの自由研究を楽しみにしていた子供たちの夢と期待を完全に裏切ってしまいました。（図2）

発電量が極めて少ないため、2006年に環境省は交付金の返還を命じ、つくば市は3年間の事業を初年度で断念することになりました。

つくば市は風車の導入にかかわった早稲田大学（早大）と風車メーカーのイーアンドイー社（E&E）に対して、設置費約3億円の損害賠償請求を東京地裁に提訴しました。

一方、市民団体「市井ランダム倶楽部」（ランダム倶楽部）は、市原市長ら市幹部を相手取り、無駄にした税金を市に返還するよう住民訴訟を起こして目下係争中です。

2008年4月1日には、停止中の「回らない風車」の1基が強風で回りだし、破損してしまいました。科学都市つくばで何故こんな事故や不祥事が起きたのでしょうか？

その原因と背景にある行政の閉鎖性や封建的体質について検証し、住民本位の民主的市政に改革するための課題について考えていきたいと思います。

回らない風車はつくば市政が形になったモニュメント

校舎の陰や木立で風が塞がれる所では、風車は十分な性能を発揮できません。季節を通して設置場所の風況を科学的に調査し、発電事業が成り立つかどうか、慎重に精査する必要があります。つくば市はこの風車設置のためのイロハを実施してこなかったのです。

谷田部南小学校には、3台の風車が設置されています。設置から1年経過した発電実績

風車事件報道一覧

<ul style="list-style-type: none"> ・2005年11月10日: 「市井ランダム倶楽部」による23番77号 ・2005年12月4日: 常陸新聞がつくばの風車の特集記事 ・2005年12月14日: 「新しいつくばを創る市民の会」がつくば市議会での議員が風車問題 ・2005年12月27日: 「市井ランダム倶楽部」による調査で ・2006年1月7日: 「市井ランダム倶楽部」が早稲田大学と ・2006年1月25日: 「市井ランダム倶楽部」に回答で、「調査結果に設置された風車3機の大きさの ・2006年1月28日: 「市井ランダム倶楽部」が市長など特選委員を求めた住民監査請求を進行、 ・2006年2月2日: 読売新聞「時の鐘」で特集記事、つくば市の目的に沿うよう改善を要請。 ・2006年2月3日: 毎日新聞が「ニュースリズム」で特集 ・2006年2月4日: 「新しいつくばを創る会」がつくば市議 ・2006年2月9日: つくば市が早稲田大学に対し不協定で ・2006年2月16日: つくば市が風車建設の凍結を要請する ・2006年2月27日: 「新しいつくばを創る会」が早稲田大学 ・2006年3月2日: 週刊誌「読売ウイークリー」発端から ・2006年3月2日: つくば市議会委員:早稲田大学との協 ・2006年3月9日: つくば市議会一統質問:つくば市早稲 ・2006年3月10日: 経済産業省長官市民感情を逆なした ・2006年3月12日: 市民団体がつくばの風車を考える会 ・2006年3月18日: つくば市が早稲田大学を講師へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年3月28日: 「風車を考える会」市民団体で活用方法 ・2006年4月1日: 住民監査請求を要請 ・2006年4月8日: つくば市が早稲田大学と交渉 ・2006年4月26日: 市民グループが市議選、認めない風車案 ・2006年5月1日: つくば市小野寺助役辞職 ・2006年5月17日: 米城おとしで電力発電:足利工業大学、 ・2006年5月20日: 風車建設凍結が現実的解決:しんぶん赤旗 ・2006年6月1日: 風車建設凍結が現実的解決:しんぶん赤旗 ・2006年6月11日: 風車建設凍結が現実的解決:しんぶん赤旗 ・2006年6月13日: ショーランドで市民監査請求:経済新聞 ・2006年6月20日: 風車建設凍結が現実的解決:早稲田大VS ・2006年7月11日: 認めない風車案のせい:投資めぐり三つ ・2006年7月12日: 風車発電凍結案が市議選、初弁論:常陸 ・2006年7月15日: 認めない風車案のせい:責任転嫁その責 ・2006年8月1日: 議員が市民監査請求を求め、凍結案を ・2006年8月2日-3日: 8月10日定期議会に設置凍結案を、凍結 ・2006年8月4日: 市民監査請求凍結案の1月、早大見込み ・2006年8月6日: 風車発電凍結案が市議選、凍結案が ・2006年8月11日: つくば市議会委員に改善不可能と回答:朝 ・2006年8月11日: つくば市議会委員に改善不可能と回答:朝 ・2006年8月11日: つくば市議会委員に改善不可能と回答:朝 ・2006年8月11日: 早稲田と協議協議決断が、市長見解報道:朝日、日 ・2006年8月15日: 市民監査請求凍結案、メーカー側主張:毎日新聞 	<p style="text-align: center;">朝日新聞 2005. 11. 10</p> <h2 style="text-align: center;">発電風車風足らず?</h2> <h3 style="text-align: center;">期待量の60分の1</h3> <p style="text-align: center;">つくば市で稼働4カ月</p> <p>つくば市が早稲田大学と共同で設置した発電風車3機は、稼働4カ月たった今、期待された発電量の60分の1しか発電できていない。市民団体は、風車の設置場所や高さ、向きなどをめぐり、早稲田大学と交渉を続けている。市民団体は、風車の設置場所や高さ、向きなどをめぐり、早稲田大学と交渉を続けている。</p>
---	---	---

図1. 報道されてきた風車事件と新聞記事

毎日新聞 2006.12.26

つくばの風車が漫画になった!

東京新聞・平成18年1月30日(月)

元・のがみ 正一

「風が無ければ回らない」

元産総研研究者が原因断定

徹底的な追及を

つくば市風車問題

図2. 扇風機で風車を回す漫画と新聞記事

学校名 風車番号	シミュレーション 年間平均風速 m/s	シミュレーション 年間発電量 kWh	調査した発電量実績 年間発電量 kWh
谷田部南小学校 ①	3.12	7971	54.9
谷田部南小学校 ②	3.12	7971	151.3
谷田部南小学校 ③	3.12	7971	211.4
合計		23913	417.6

・シミュレーション: 早稲田大学報告書 ・発電量実績: 市井ランダム倶楽部調査

表1. 3台の発電実績とシミュレーションの比較

I 行政と財政

の調査では、1号機が211.4kwh、2号機は151.3kwh、3号機は54.9kwhを発電しています。それぞれの風車が50m程度しか離れていないにもかかわらず、発電量の少ない風車と多く発電した風車とでは、約4倍もの差があります。木立や建物等の影響によって発電量は大きく変化するのです(表1)。

つくば市は、風況シミュレーションを早大に業務委託して、平均風速や予測発電量等を算出しました。それによると谷田部南小学校の平均風速は3台とも秒速3.12mで、発電量は年間7971kwhと予測しています。しかし、実際の風車の発電量はシミュレーションによる予測発電量とは大きく異なりました。シミュレーションは、あくまでも机上の計算であり、境界条件の与え方で予測値に大きな差がでるからです。9億円余の税金を使った事業にしては、あまりにも軽率で慎重さを欠く対応ではないでしょうか。

環境省の「モデル事業」の公募要件は、「地域の資源を的確に把握し、地域の特色を活かす根拠ある事業」となっています。この要件から見てつくば市の風況はあまりにも貧弱で、発電がつくば市の特色を活かす根拠ある事業とは言いがたいことは明白です。

「回らない風車」となったモニュメントは、公共事業・土建行政優先のつくば市政の悪しき政治体質が形になったものといえます。

市民の提言や風況調査等の資産を無視したつくば行政

実はつくば市はこの事業以前に、風力発電の可能性を探るために筑波山周辺や北条地域等の風況および環境調査を実施していました。「風力発電施設事業化基礎調査報告書」(平成15年2月発行)は、「ある程度の発電容量を持つ風力発電施設の設置可能な地点は「筑波山周辺」に限られ、その他の市街地では、1

kwh程度のマイクロ風力発電による小規模発電が可能な程度と判断される」としています。

また市民と行政の協働で設置されたつくば市民環境会議は、市街地の風速は弱いので「マイクロ風車と太陽光とを併合した発電システムが適当」と提言しています(つくば市民環境会議、平成15年度記録集)。さらに、つくば市が東電土浦支所を介して作成してもらった「つくば市における小型風力発電の導入に向けた予備検討結果について」(2004年8月)では、「設置する風車の高さでは、風速が周辺地形の影響を大きく受けるため、ピンポイントの詳細な風況を把握することが必要である」と提言されており、予備調査として市内3校の風況を10m高さでシミュレーションしています(表2)。

このように、いずれの調査・報告書でも、つくば市内の風況は風力発電事業に適さない事が明らかにされていたのです。

風車事業が破綻したのは、市民が行政と協働して提言した結論や行政自身が実施した調査結果を尊重せず、政治的思惑のもとに風況に合わない大型の風車を導入したためです。

発電量の水増しを懇願したつくば行政と早稲田大学の無責任性

つくば市は、環境省の交付金事業に応募するために、コンサルティング会社に事業計画を作成させ、内容を精査せずにそのまま環境省に提案しました。しかも風車の設備利用率20%という実現不可能な過大な設定で応募したのです。そのため環境省から20%の根拠を求められて説明に困り、説明可能なシミュレーションを早大・橋詰教授に懇願したのです。橋詰教授はつくば市の要請をそのまま引き受けて平均風速、年間発電量、出力特性、設備利用率の水増し値を報告したのです。

「ランダム倶楽部」と「新しいつくばを創

つくば市内3校の 10m高さの 風速シミュレーション 自然エネルギー(株)	栄小学校 平均風速	山口小学校 平均風速	荃崎第二小学校 平均風速
	1.97 m/s	2.15 m/s	2.26 m/s

「つくば市における小型風力発電の導入可能性調査報告書」から作成

表2. 風車導入の可能性を調査した風速シミュレーション(10m 高)

東京新聞 2006.1.25
つくば市の小型風力発電機問題

市民団体が新たに公開質問状

早大の虚偽調査判明
別の大型風車で効果計算

つくば市の風力発電問題として、市から「現状」に対する用意はあらかず既に
つくば市民風力発電問題「市の回答は不誠実」
つくば市民団体

毎日新聞
公開質問状を再提出

つくば市長 市原健一殿
要望書
つくば市は、環境省から交付されていた平成16年度二〇〇〇,〇〇〇円を取り消
国庫へ納付すること
つくば市は、環境
い、余った電力を売
私たちはこの事業
(軍)は、学校の校庭
風の弱い校庭で本!
学童や先生、保護引
した。その結果、風
間的にプラスになる
の待機電力として3
にもなることが明ら
化炭素を排出し続け
3億円の貴重な税
税金が無駄になる。

新しいつくばを創る市民の会
市井ランダム倶楽部 様
つくば市の行政と市民との橋
つくば・市民ネットワーク

図3. 市民団体が行った質問状と新聞記事

表3. こんなに違う発電実績とシミュレーション

学校名	シミュレーション	シミュレーション	調査・年間 発電量実績 kWh
	平成16年度設置 平均風速 m/s 10m 高さ	年間発電量 kWh	
作岡小学校	2.93	6925	101.5
田井小学校	3.50	9698	132.0
筑波東中学校 ①	3.50	9698	160.3
	②	3.50	9698
前野小学校	2.98	7203	77.5
沼崎小学校	3.12	8059	95.7
栗原小学校	3.12	7416	66.0
大穂中学校 ①	3.12	7416	故障停止
	②	3.12	7416
吾妻小学校	3.12	7416	16.9
竹園西小学校	3.12	7416	12.0
九重小学校	3.12	7416	故障停止
吾妻中学校	3.12	7416	27.5
桜中学校	3.12	8059	故障停止
二の宮小学校	3.12	7416	49.4
小野川小学校	3.12	7416	133.6
谷田部小学校	3.22	7971	26.8
高山中学校	3.12	7971	72.2
谷田部中学校	3.12	7971	56.9
谷田部南小学校①	3.12	7971	54.9
	②	3.12	151.3
	③	3.12	211.4
荃崎第三小学校	3.12	7971	42.6
19校23基 合計		181881 kWh	1812.1 kWh

・シミュレーション: 早稲田大学報告書から作成 ・発電調査: ランダム倶楽部資料

I 行政と財政

る市民の会」(市民の会)は、情報公開で得た早大の「つくば市小中学校風力発電導入基本計画策定調査業務報告書」(調査報告書)の資料を基に、早大とつくば市に公開質問状を出して、真相を質しました(図3)。その結果、早大の風況シミュレーションは実態に合わない条件設定で近似させた予測値であり、また風車の出力特性は、ローター直径が15mの架空の巨大な風車をモデルにした特性値だということが明らかになりました。

平成16年度設置風車の学校別年間発電量について、早大の予測値と調査した実際の発電量は大きな隔たりがあります(表3)。

つくば市が、1750万円という破格の委託費で早大に懇願して作成させた「調査報告書」は、交付金を得るための偽装報告書だったといえます。

現実とかけ離れたシミュレーション結果

早大による風況シミュレーションの風速出現頻度は、つくば市が実測した2箇所の風況データと気象庁のアメダスデータと、風速分布の傾向が明らかに異なっています。つくば市が実測した秒速0~3mまでの風速の出現頻度分布は、筑波総合体育館では全体の79.9%、北条地域では83.8%を占めています。また気象庁のアメダスデータでは、秒速0~3mまでの風速が全体の81.9%を占めています。

一方、早大が予測した10m高さの平均風速は、つくば市が実測した北条地域と総合体育館に近い2校とも秒速3.5mであり、その出現頻度は、3mまでの低風速域が53.8%、4m以上の風速が44.3%を占めています。

つくば市およびアメダスの実測データに示されるように、現実の風速出現頻度は3m以下の低風速域に集中する傾向にあるにもかかわらず、早大のシミュレーションでは4m以

上の中風速域にも広く分布しています(表4)。

早大の風速予測値が大きいのは、田園地帯に用いる平坦な地表の粗度係数を用いて、30mの風速を高さ10mに高度補正したもので、木立や建物を考慮していないためです。また発電量予測値が大きいのは、風速出現頻度が高い風速域にも均等に分布するような形状関数・尺度関数を用いてワイブル分布関数を近似させているからなのです。

「税金のむだ遣いではなく価値ある投資」と暴言したつくば行政

このように、つくば市は実態と合わない裏付けの乏しい早大のシミュレーションで事業が成り立つかのように装って、交付金を申請したのです。書類審査だけで補助金を垂れ流す、国の環境行政を知り尽くした小野寺元助役が主導した政治的行為と云えるでしょう。

その邪悪な行為を、柿沼教育長は「風車が回ろうと回るまいと問題ではない」「科学教育にとって税金の無駄使いではなく価値ある投資であった」と交付金の適正使用をゆがめ、最初から風車が回ろうが回るまいが、どうでもいい事業であるかのような、無責任な暴言を吐いたのです。子供たちの健全な人格形成に責任をもつ立場の教育長としては、不見識きわまる発言ではないでしょうか(図4)。

「天の声」による風車機種決定と「設置検討委員会」の形骸化

2005年末から市議会の質疑などを通して、市役所内での不明朗な会議運営等この事業に関わる様々な疑惑が明るみに出てきました。

当時の小野寺元助役は、以前、下妻市長や石岡市長など多くの首長が汚職事件で逮捕されている公共事業のコンサル会社「業際都市開発研究所」に在籍した事があり、「霞ヶ関」にも顔がきき、早大の橋詰教授とは旧知の間

表4. 風速出現分布の比較

風速 m/s	つくば市調査報告 筑波総合体育館 突測 (20m 高) 平均風速: 1.9 m/s	つくば市調査報告 北条地域 突測 (20m 高) 平均風速: 2.2 m/s	アメダスデータ つくば市館野 突測 (20m 高) 平均風速: 2.4 m/s	早稲田大・予測値 北条小学校 (10m 高) 平均風速: 3.5m/s	早稲田大・予測値 筑波東中学校予測値 (10m 高) 平均風速: 3.5m/s
0~1	32.8 %	32.5 %	24.36 %	14.06 %	14.06 %
2	32.6 %	31.5 %	36.95 %	19.82 %	19.82 %
3	14.7 %	19.8 %	20.59 %	19.94 %	19.94 %
4	9.5 %	7.1 %	9.85 %	16.55 %	16.55 %
5	5.0 %	1.9 %	4.36 %	11.88 %	11.88 %
6	3.5 %	1.7 %	2.03 %	7.56 %	7.56 %
7	1.2 %	1.5 %	1.00 %	4.31 %	4.31 %
8	0.5 %	1.1 %	0.47 %	2.23 %	2.23 %
9	0.3 %	0.3 %	0.24 %	1.05 %	1.05 %
10	0.2 %	0.2 %	0.09 %	0.45 %	0.45 %
11	0.0 %	0.2 %	0.04 %	0.18 %	0.18 %
12	0.0 %	0.1 %	0.01 %	0.07 %	0.07 %
13	0.0 %	0.4 %	0.00 %	0.02 %	0.02 %
14	0.0 %	0.1 %	0.00 %	0.01 %	0.01 %
15	0.0 %	0.0 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %
合計	100 %	98.4 %	100 %	98.12 %	98.12 %

・つくば市：風力発電施設事業化基礎調査報告書から作成 ・早稲田大学：小中学校風力発電導入基本計画策定調査から作成
・気象庁：アメダスデータ：から作成

図4. 教育長の発言を報じた新聞記事

図5. 委員会設置要綱と機種決定の署名捺印

I 行政と財政

柄でした。

橋詰教授は、ダリウス・サボニウス風車に関わる開発者として早大発ベンチャー企業・E&E社の取締役も兼務していました。つくば市から自社の風車を大量受注できるチャンスであり、小野寺元助役と利害が一致することから、二人の間に公共事業誘致と利益誘導のもたれ合いの関係が出来上がったと思われま

す。橋詰教授が開発に関わった E&E 社の 10kW 風車カタログを、2004 年 6 月に行政担当者に、検討するように「天の声」を下したのは、まぎれもなく小野寺元助役です。

公開質問状を出したある市民は、「(2004 年に)つくば市で新たに第 2 助役の人事案件が持ち上がった際、小野寺元助役は、この人事案件を議会で否決するよう有力保守議員に懇願した」と質問状の中で述べています。この人事案件は小野寺元助役の懇願通り、2004 年 3 月議会で、有力保守議員の根回しで否決されたのです。小野寺元助役は、その見返りとして「公共事業誘致」の約束を有力保守議員に果たすためには、何がなんでも風車を導入して交付金を得る必要があったのです。小野寺元助役は、2005 年 12 月議会答弁で、風車機種を検討する「小型風力発電機設置検討委員会」を無視し、E&E 社の風車のカットイン風速が 2 m 毎秒で低い風速で発電を開始することから、推薦機種として選定に関与してきたことを認めています。

つくば市の「小型風力発電機設置検討委員会」は、事業目的に沿って、風車の性能や安定性、耐久性、静粛性などを総合的に検討して、最適な風車機種を決定する任務を持っていました。しかし委員会は一度も開かれず、委員長も選ばず、風車の設置場所である学校の現地検分もすることなく、行政担当者が分担して委員を訪問して署名・捺印を整え、委員会の合議で機種を決定したように偽装して

いたのです(図 5)。

委員会を形骸化して、市民を欺いてきた小野寺元助役や行政幹部の責任は重大です。また行政の意のままに署名捺印し、E&E 社の「回らない風車」を決定する偽装に協力した学校関係者、教育委員会、有識者といわれる大学教授らの社会的責任と倫理観の欠如も糾弾しない訳にはいきません。

交付金は全額返還、6 億円の無駄遣いはストップ

風車事件が明るみに出たのは、市民が疑惑解明のために情報公開制度を活用して関係機関に公開質問状を出し、真実を追究する粘り強い調査活動を行なってきたからです。

市民はつくば市に風車事業に対する説明責任を果たすよう訴え、説明会を求めましたが、行政は説明会等の開催をいっさい拒み続けてきました。そのため市民 4 団体は、2006 年 3 月 11 日と 25 日の二日をかけ、「つくばの風車問題を考える集い」を共同で開催し、問題点の把握と風車の活用策を市民と共に話し合い行政のあり方を討論しました(図 6)。

環境省は、つくばの風車が社会問題に発展した事から発電実績等を検証せざるを得なくなりました。その結果「事実と異なる前提に基づき申請がなされた」と結論づけて、つくば市に交付金の全額返還を命じました。

2006 年 10 月、市民 4 団体は、行政の失態で招いた返還命令に対して市の予算を使うことに反対する要望書を、市原市長と久保谷議長に提出しました。そして、センター前広場でチラシを配り、返還金を市の予算で支出することへの反対を訴えました(図 7)。

残念ながら臨時市議会は、市民の税金から交付金を全額返還することを可決しましたが、ずさんな事業を 1 年でストップさせ、残りの事業費 6 億円余の無駄遣いをストップさせた

つくばの風車

「小型市街地の運用困難」

考える 市民ら問題点を指摘

つくば市は、人口約10万人、面積約1,000平方キロメートルの広大な市域を有している。その中でも、人口密度が低く、面積が広い「小型市街地」の運用が、財政的に非常に困難を来している。市民らからは、これらの市街地の運用に、新たな問題点を指摘している。

つくば市は、人口約10万人、面積約1,000平方キロメートルの広大な市域を有している。その中でも、人口密度が低く、面積が広い「小型市街地」の運用が、財政的に非常に困難を来している。市民らからは、これらの市街地の運用に、新たな問題点を指摘している。

「回らない風車」市民ら問題点を指摘

市民団体が 会場から驚きの声

つくば市は、人口約10万人、面積約1,000平方キロメートルの広大な市域を有している。その中でも、人口密度が低く、面積が広い「小型市街地」の運用が、財政的に非常に困難を来している。市民らからは、これらの市街地の運用に、新たな問題点を指摘している。

茨城新聞 2006.3.12

しんぶん赤旗 2006.3.12

図6. 市民が討論した集いと新聞報道

図7. 市民団体が共同提出した要望書と宣伝ビラ

つくば市長 市議員一紙

要望書

つくば市長、議員から送られてきた「つくば市二酸化炭素削減対策推進委員会」の報告書について、市民らからは、この報告書の内容が、市民らの要望と一致していないと指摘されている。市民らからは、この報告書の内容を、市民らに知らせるための宣伝ビラを作成し、市民らに配布している。

つくば市長、議員から送られてきた「つくば市二酸化炭素削減対策推進委員会」の報告書について、市民らからは、この報告書の内容が、市民らの要望と一致していないと指摘されている。市民らからは、この報告書の内容を、市民らに知らせるための宣伝ビラを作成し、市民らに配布している。

騙されたのは3億円の税金を 無駄使いされた つくば市民だ!

つくば市は「事業」が縮減した経費を削減せよ!
行政の失望に税金を支払う事許されなさい!
市長とどの関係議員は責任を取って税金を市民に返せ!

補助金1億8500万円返還命令!

市政刷新を!

図8. 5分割企業体と取り分け方式の落札結果

入札 (その1)	入札 (その2)	入札 (その3)	入札 (その4)	入札 (その5)	予定価格	落札率	市井ラウンド委員会 調査	
							採算 地区	豊原・大塚 地区
A: 4730	B: 4745	C: 4748	D: 4750	E: 4755	4833	97.9		
F: 4745	G: 4748	H: 4750	I: 4755	J: 4760	4833	97.9		
K: 4765	L: 4770	M: 4775	N: 4780	O: 4785	4833	97.9		
P: 4790	Q: 4795	R: 4800	S: 4805	T: 4810	4833	97.9		
U: 4815	V: 4820	W: 4825	X: 4830	Y: 4835	4833	97.9		
Z: 4840	AA: 4845	AB: 4850	AC: 4855	AD: 4860	4833	97.9		
AE: 4865	AF: 4870	AG: 4875	AH: 4880	AI: 4885	4833	97.9		
AJ: 4890	AK: 4895	AL: 4900	AM: 4905	AN: 4910	4833	97.9		
AO: 4915	AP: 4920	AQ: 4925	AR: 4930	AS: 4935	4833	97.9		
AT: 4940	AU: 4945	AV: 4950	AW: 4955	AX: 4960	4833	97.9		
AY: 4965	AZ: 4970	BA: 4975	BB: 4980	BC: 4985	4833	97.9		
BD: 4990	BE: 4995	BF: 5000	BG: 5005	BH: 5010	4833	97.9		
BI: 5015	BJ: 5020	BK: 5025	BL: 5030	BM: 5035	4833	97.9		
BN: 5040	BO: 5045	BP: 5050	BQ: 5055	BR: 5060	4833	97.9		
BS: 5065	BT: 5070	BU: 5075	BV: 5080	BW: 5085	4833	97.9		
BX: 5090	BY: 5095	BZ: 5100	CA: 5105	CB: 5110	4833	97.9		
CC: 5115	CD: 5120	CE: 5125	CF: 5130	CG: 5135	4833	97.9		
CH: 5140	CI: 5145	CJ: 5150	CK: 5155	CL: 5160	4833	97.9		
CM: 5165	CN: 5170	CO: 5175	CP: 5180	CQ: 5185	4833	97.9		
CR: 5190	CS: 5195	CT: 5200	CU: 5205	CV: 5210	4833	97.9		
CV: 5215	CW: 5220	CX: 5225	CY: 5230	CA: 5235	4833	97.9		
CB: 5240	CC: 5245	CC: 5250	CC: 5255	CC: 5260	4833	97.9		

- A: 大塚電気工事・飯村組 (鉄道)
- F: 結東電気・野尻組 (鉄道)
- K: 市村電気工業・高田工務店 (保・吾田郡)
- B: 土田田電気・村岡工業 (建設)
- G: 西青電気工業・横戸建設 (鉄道)
- L: 高野電気工業・長谷川工務店 (鉄道)
- C: 藤原電気・ムラノ (鉄)
- H: 清水電設・池田技研工業 (鉄道)
- I: 中山電業・新地商事 (鉄道)
- D: 三富士建設・富田工務店 (谷田郡)
- J: タカノ・高野土木 (谷田郡)

2006年01月18日作成

I 行政と財政

ことは、市民団体の連帯と市民の団結がもたらした貴重な成果といえます。もし市民による粘り強い追及が無かったとしたら、破綻事業はそのまま3年間継続され、9億円を越す税金がドブに捨てられるところでした。

談合を疑わせる97%の落札率と一括下請負の公共事業

風車事件は、公共事業として風車を強引に導入したことが、不正事件を引き起こす原因になったと見られています。その背景に、2004年11月に行なわれた市長選挙と市議会選挙があります。

工事は、本来なら一括発注による一般競争入札で行うのが原則になっています。

しかし何故か、市長選挙の後、急きょ工事が5分割されて12共同企業体による「取り分け方式」の指名競争入札が行なわれました。

入札方式や入札参加資格の審査を行なった「入札審査委員会」は、小野寺元助役が委員長で、すべて内部の部局長を委員とする構成で、審議もせず議事録もなく、持ち回りで書類を整える馴れ合い審査だったのです。

指名競争入札の落札率は、5物件とも97%以上という、談合を裏付ける異常に高い率となっています(図8)。しかも落札した業者は全て、特定専門業者の大光電設に、風車工事を一括下請負で丸投げしているのです。明らかに建設業法でいう一括下請負禁止の法令遵守義務に違反する行為です。

落札したのに仕事もせず、マージンだけ受け取るような行為は、許されるはずがありません。市民は、高い価格で落札され、そのうえ中間業者にマージンを取られ、高い風車を買わされているのです。見積もりでは風車30基、3億円の予定価格が、完成時には風車の数が23基に減り、約7,000万円の設置費がどこかに消えてしまいました。

この公共事業は、つくば市が環境省を欺き、不正に交付金を受けて風車を誘致し、選挙戦を応援する土建業者に入札参加させ、当選に寄与した論功行賞として利益供与させた疑惑のある事件なのです。

非科学的対応と倫理感の欠如が招いた税金の無駄遣い

つくばの風車事件は、地球温暖化対策として、国や自治体にCO2抑制が強く求められている最中に生じました。温暖化による気候変動の影響は、水没する国や干ばつ、災害、食料危機など人類に甚大な被害をもたらします。

つくば市は、地球温暖化対策の「実行計画」を策定して、省エネ、省資源、廃棄物の削減などに取り組んでいます。また環境マネジメント及び品質マネジメントを導入して、庁舎内での省エネと行政サービス向上に務め、国際標準規格ISO 14001やISO 9001の認証を取得しています。

これは、環境対策と行政サービス向上への積極性の表れであり、市民として大いに評価したいところです。しかし残念なのは、環境対策のための風車事業で、不明朗な事件を起こしたことです。

1kwのマイクロ風車では交付金が得られないことから、無理を承知で風況に適応しない過大な10kw風車を導入しました。「風が吹けば回るだろう」「発電量が少なくても問題ないだろう」などという、倫理感の無い非科学的な対応で、交付金取得を最優先に事業を進め、税金を無駄にしてしまったのです。

行政は市民の血税で事業を行うことから、細心の注意をはらって事業に取り組む必要があります。失敗した時にはその説明責任と結果責任を市民から厳しく問われることは、行政に携わる者として当然認識しておく必要があります。嘘やごまかしで自己弁護するのでは

なく市民の前に真実を明らかにし、謙虚に社会的責任を果すべきです。

市長をはじめ「天の声」を下した行政幹部

や職務専念義務を怠った職員は、市民を欺く結果となったことを反省し、説明責任と結果責任を果す誠意ある行動をとるべきでしょう。

2. つくば市政の改革の課題

実効ある監査を

「ランダム倶楽部」は、風車事業における財務会計行為に疑問を呈し「住民監査請求」を行ないました。しかし監査委員会は、財務会計処理や業務内容に問題はなかった、と簡単に訴えを棄却しました。現行の「監査委員会」は、談合の疑いがあっても、指名入札や随意契約が禁じられていても、財務処理が帳簿上整っていれば、問題にしないというのが実態なのです。

各種委員会等の民主的改革を

既存の「入札審査委員会」は、前述したように全て内部部局長で構成されており、馴れ合いと密室審議で議事録も有りません。

風車工事において、なぜ競争入札ではなく、指名競争入札による取り分け方式なのか？なぜ「特定建設工事共同体」による5分割工事になったのか？その理由を明らかにするために情報公開制度に基づいて情報を請求しました。しかし、いずれも文書が存在しないとして却下され、すべて闇の中なのです。

外部有識者委員で構成されている「入札事務評価委員会」は、内部委員で構成されている既存の「入札審査委員会」について、公共工事の入札および契約の適正化を図るためには、「公正性、透明性を確保し、馴れ合いを廃するよう」注意を促しています。

年度ごとに発行される行政評価調書も、内部の形式評価ではなく、外部評価によって厳しい評価調書にしていく必要があります。

公共事業で不明朗な事件を再発させないためには「事業評価監視委員会」を新たに設置して、事業立案から評価まで、その時々進捗状況を外部の目で監視するシステムを作る必要があります。その際「委員会」は、外部有識者等で構成し、必要に応じて、市民への説明会の開催を義務付けることが大切です。行政内に70近くある既存の委員会や審議会等の設置要綱を全て見直し、人選を内部委員だけでなく利害関係の無い公募委員も加えて馴れ合いを廃し、原則全面公開で透明性が高まるように改善する必要があります。

また各種委員会の審議内容は全て議事録保存を義務づけ、設置要綱に違反する行為があった時にはペナルティーを設ける必要があります。

封建的体質を打ち破る住民本位のつくば市政を

つくば市が誕生して20年、特例区となった今も、旧態依然の公共事業・土建行政がまかり通っています。議会は、議長と市長と保守議員が地縁、血縁、情実で結ばれ、馴れ合いが横行し、議会のチェック機能が失われています。意に添わない議員の発言には、不穏当発言だ、名誉毀損だなどと脅し、懲罰動議で出席停止の処分をしたり、不遜な態度で質問をはぐらかす横暴さです。風車問題を追及する議員と議会を傍聴する市民を逆恨みし、敵対的な態度を取る保守議員が多く存在します。傍聴者のちょっとした不規則発言に「つまみ

I 行政と財政

出せ」などと品性のない暴言を吐く横暴議員が議席を汚しています。

市長の顔色を伺う提灯持ち議員が、市議会にあまりにも多く議席を占めているのです。これまで一問一答形式で行なわれていた議会運営が廃止され、一般質問を制限する専制的な議会運営が行なわれるようになりました。

また不正腐敗の防止を目的に設定された政治倫理条例は、資産公開が市民の目に届かなかった時代に逆戻りするような改悪が行なわれました（図9）。

つくば市政では「よらしむべし、知らしむべからず（人民はただ従わせればよく、理由を説明する必要はない）」といった封建的なお上の論理が、いまだにまかり通っています。つくば市政と行政組織を民主主義の行き届いたものにしていくには、市長も議員も職員も「市民の僕（しもべ）」であり全体の奉仕者であるという自覚のもとに、高いレベルの倫理観と行動規範を持って市政運営に当たる必要があります。

つくば市政には、論理的な思考と物事を科学的に捉える気風が欠落しています。予算執行も親方日の丸で慎重さがなく、コスト意識が希薄です。市民の目が市政の隅々に届くようなシステムを、市民の手で作っていく必要があるでしょう。

選挙による一大決起で温かい市政を

2007年9月、「ランダム倶楽部」は風車問題に対する「議員アンケート」を行ないました。回答したのは33名中、14名の議員で、過半数の議員が不誠実にも回答をしませんでした。回答を無視したのは、つくばクラブ所属議員8人、政策研究会6人、平成会が5人となっています（図10）。

税金の無駄遣いに対して鈍感で、市民の要望や意見に耳を傾けない不誠実な議員、横暴

で封建的な市長に退場を願うために、いま主権者である市民に、良識と勇気が求められているのです。

後期高齢者医療制度が2008年4月から実施されることになりました。高齢者の尊厳を否定する制度に対して、全国津々浦々で見直し・中止を求める意見書が国会に提出されています。茨城県を含む、全国560の地方議会で請願・意見書が採択されました。

つくば市議会では、制度中止を求める請願は否決されましたが、2回目の見直しの請願でようやく継続審議になりました。

つくば市議会が、いかに市民の暮らしや福祉・医療に冷たい議会であるか、この一事を見ても明らかです。市民の暮らしに心を寄せない傲慢な議員や専横的な市長を選んだのは、他ならぬつくば市民です。横暴な市政の下で行政が何をしても関心を示さず、自分達の暮らし向きに声を挙げないような、未成熟な市民であってはならないと思います。

選挙の投票率は、そこに住む市民社会の成熟度を表す指標といえるでしょう。選挙管理委員会は、投票率が少なくとも60%に達するように、宣伝・啓発などあらゆる努力を傾注すべきです。投票率が有権者の過半数を下回った時には、再選挙というペナルティーを、選挙管理委員会に与える事も検討する必要があります。

市民の賢い選択による住民本位の温かい市政の実現が、今こそ待たれているのです。

市民、職員の日常的な努力が不可欠

また、つくば市民には、オンブズマンの活用、パブリックコメントへの対応、情報公開制度の活用、議会傍聴等、あらゆる方法で市政を能動的にチェックする日常的な努力が求められています。

公益通報者保護法についても、つくば市と

茨城

出席停止5日間の懲罰

一般質問の共産市議に

つくば市議会

出席停止5日間の懲罰

一般質問の共産市議に

つくば市議会

茨城新聞

2007.6.14

常陽新聞 2007.6.14

「腐敗防止骨抜き」

政治倫理条例見直し

市議会特別委に質問書

つくば市議会

政治倫理条例見直し

市議会特別委に質問書

つくば市議会

東京新聞

2007.6.14

常陽新聞

2007.6.14

茨城新聞

2007.6.14

図9. 出席停止処分と腐敗防止の骨抜きを報じた新聞

風車問題で市議にアンケート

産総研には公開質問状

つくばの市民団体

風車問題で市議にアンケート

産総研には公開質問状

つくばの市民団体

市議アンケートの回答は9人

つくば市議会

市議アンケートの回答は9人

つくば市議会

常陽新聞

2006.8.25

常陽新聞 2006.9.6

常陽新聞

2006.8.25

常陽新聞

2006.9.6

図10. 議員アンケートとその回答を報じた新聞

強風で風車破損

つくば 羽根4枚が飛散

谷田部南小

毎日新聞 2008. 4. 3

破片数十羽飛散

風車大破の室内には児童

谷田部南小

朝日新聞 2008. 4. 3





図11. 報道されたつくばの風車事故

I 行政と財政

して実効ある制度にするためには、告発者が不利益を被らないよう通報窓口を庁舎外に設け、誰でも匿名で通報できる制度にして、告発し易い環境を創っていく必要があります。議員も職員も業者も良心をもって内部告発に協力し、市民と一緒に不正腐敗の無い、開かれたつくば市政にしていく努力が求められています。

あたたかな風が通うつくば市へ

3億円余の税金をつぎ込んだ末に負の遺産となってしまった風車を今後どうするのか、安全対策を含め、市民とともに考え、対処する姿勢が、つくば市政に求められています。

つくば市が早大を訴えた裁判は、お互いの主張が平行線をたどったまま、2008年2月25日結審しました。審理と平行して進められていた7回の和解協議も決裂しました。これにより、東京地裁の判決が言い渡されることとなりますが、市民にとっては疑惑の晴れる決着とはならないでしょう。

つくば市として東京高裁に上告するか否か、いまは判断できませんが、自ら犯した失態は消し去ることはできません。市民不在の不毛な訴訟を繰り返すよりも、潔く不祥事を反省し、教訓を行政運営に生かしていく努力を望まずにはられません

一方、「ランダム倶楽部」がつくば市を訴えた裁判の目的は、無駄にした税金を行政幹部から取り戻すことであり、公務に緊張感を与え、ずさんな行政姿勢を正すことになるでしょう。裁判が勝利するまでエールを送り続けたいと思います。

つくばの「回らない風車」は、裁判が始まってから校庭の片隅で電気が切られ、風が吹いても回らないようにワイヤーでブレーキが固定されていました。しかし2008年4月1日の昼過ぎ、谷田部南小学校の風車の1基が

最大瞬間風速22.1m毎秒の強風でワイヤーが緩み、回りだして破損事故を起こしてしまいました(図11)。春休みで子供達が少なく、けが人がでなかったことが不幸中の幸いでした。事故を契機にすべての風車の回転部分を取り外され、発電機をビニールで覆った異様な姿の残がいが校庭に立っています。

つくば市は子供達が集まる校庭という場所を考慮した安全対策をどのようにとっていたのか、学童・保護者や市民に検証結果を十分に説明する必要があります。

つくばの学童は、風車の回る勇姿にふれることがないまま、事故で撤去された頭部のない奇妙な姿を見ながら、これから先過ごすこととなります。風力エネルギーに対して、不信感と疑問を背負ったまま成長しないでほしい、と願わずにはられません。風車で発電される電力は、地球温暖化を防ぐクリーンで再生可能な国産のエネルギーなのです。

つくば市が環境教育として市民の提言を尊重して、マイクロ風車、太陽光発電、バイオマス発電などの事業を進めていけば、学童の科学教育にどんなに役に立っていたことか悔やまれてなりません。

理科離れが指摘されている中で、科学教育の基本となる百葉箱は多くの学校で老朽化し朽ち果てています。無駄にした税金の3億円があれば、全ての学校に百葉箱と風向・風速計、記録装置等の最新の気象観測用機器を備えることができたのです。風車を建てても、風向・風速計や記録計を設置する発想すら浮かばなかった行政のお粗末な見識が浮き彫りになった風車事件でした。

私たち市民は、不名誉な事件から教訓をくみ取り、住民に心をよせる温かい風が通う市政への改革をめざし、市民自らその歩みをつくば市の隅々から作り出す必要があるのです。
(新しいつくばを創る市民の会 河村俊次)

市議会の民主化を急げ

はじめに

議会は、市民の役にたっているのだろうか？議員は何を考えどのような行動をしているのだろうか？多くの市民がこのような疑問を持っているのではないのでしょうか。

しかし、いくら考えても頭痛が増すだけで、「私一人が考えても、どうにもならないか」と挙げ句のはては、選挙にも行きたくなくなり、政治から遠ざかる結果を生むのではないのでしょうか。このように考えると、議会と市民との間には大きな隔たりがあり、4年に一度の選挙、それも約半数の市民が棄権するという事態の中で、この「隔たり」を埋め合わせることは、とてもできないと思われま

す。それでは、この疑問をそのままにして無関心でよいのでしょうか。そうではないはずで、私たちのまちがどうなっていくかということに対して、まちの行く末を決定している議会というものに、主権者である市民は、疑問と同時に大きな不満も持っています。それは、マンション問題や風車問題、福祉や教育等を取り出しても、議会への不満が顕著にあらわれています。では、つくば市議会は、どうあるべきなのでしょう？現状と事例と経験からあるべき姿を検証したいと思います。

つくば市議会の現状

つくば市の現在は、TXの開通や沿線開発に見るように、ダイナミックに都市が変容しています。このような状況の中で政治の役割は、主権者である市民に市政の現状について説明責任をはたし、多様な市民の声を集約し、まちづくりに生かして行くことが大切です。

そのためには、議会の活性化が最も有効な手段といえます。つまり、議会の活性化は議会の民主化をもたらします。ところが、つくば市議会が活性化する動きは、まったく見えません。むしろ形骸化と閉塞感が充満しています。

それでは、事例をあげて見てみましょう。議員は、市政一般に対して執行部に質問や提言行う「一般質問」を行うことができます。これが最重要な議員の役割といえます。しかし、2005年の9月議会で一般質問のルールを一問一答制という有効な討議形式から、質問は3回までに規制する形式へと、議員自らの提案で賛成多数の決定をしてしまいました。また、市長への質問も通告外は厳しく規制されました。このような展開は地方分権が進む中で、議会の在り方を検討している多くの自治体の議会改革の流れに逆行するものです。また、市議会では、政治倫理条例を見直す特別委員会が設置され、議員の資産公開が緩和・骨抜きされました。

このような動きは、開かれた場である議会を閉鎖的にし、執行部との談合が常態化し、権力との癒着を生む土壌を形成します。その2年後の議長選挙では、2年交代制で行われて来た申合せがほごにされ、同じ議長が4年間変わらずにその座に居座るという権力の集中を生むことになりました。この象徴的な3つの事例は議会の形骸化と閉塞感を生む大きな原因となっています。

本来、地方政治は国政の論理とは異なる地域政治の論理、地方自治が原則になっています。議会は一院制で住民によるチェック機関として機能し、代表民主制と直接民主制（直

接請求)も備えたものです。ですから、議会での民主的な討議が大切です。ところが、市長(執行部)の進める施策を承認するのが与党で、反対するのが野党、与党にならなければ何もできないという論理で事が動かされています。

例えば、執行権もない議員が「あれは、私がやったんだ」といえるのは、市長サイドと談合したということではかないのです。ある日のこと、グランド東雲で恩師の出版記念パーティーがあったとき、議員さんに偶然会ったので「今日は何ですか」と聞いてみました。「ほら、今日はいつもの与党の集まりだよ」と挨拶しました。つまり、定例議会ごとに、宴会しながら執行部と打ち合わせをしているということなのです。

そして数少ない市民派の議員の質問を規制すれば、議場は執行部が提案した議案を追認するセレモニーの場になってしまうのは当然です。また、それを良しと思っている執行部と多勢の議員では、民主的な議会改革は絶望的です。

議会改革のヒントは市民の手中に

それでは、この絶望的なつくば市議会を活性化するには、どうすればよいのでしょうか。思い出していただきたいのは、2000年8月に政治倫理条例の直接請求に動き出した市民力です。この時は、5,000人以上の署名が集まり11月2日の臨時議会において全会一致で可決されました。つくば市の政治改革が市民と市民派の議員の協働で行われた、記念すべき事例です。

それから4年後の現体制は、この直接請求への反動の政治であるといえます。そして、現在の市議会の状況を見ると、政治改革の流れが止まれば、政治は停滞しかないという事、つくば市議会が現に証明しているのです。

さらなる改革へ

この停滞を活性化するには、市民の力と市民派の議員との協働をさらに強める以外に方法はありせん。それを後押しするように、日本の地方分権の流れも遅まきながら市民感覚に近付きつつあります。議会の制度改革もなされつつあり、自治体の自治基本条例と並列して、議会基本条例を制定する先進的な自治体もあらわれました。このような動きを見据えながら、反動に動いた市議会を市民の手で、再度改革への動きに変えることが必要です。根気はいりますが困難ではない道のりです。つくば市の市民には経験もあるし知恵もある、あとは連帯を恐れない自立した構えだけです。

具体的な改革への提案

以上を踏まえて具体的な提案をしてみます。

(1) 市民と議員(3人以上の議員の連名で条例提案ができる)との連携による条例の提案。提案は賛成少数により否決されることもあるが、必要な条例であれば何度も提案しよう。(例A)市民が傍聴しやすいように、夕方や夜に議会開催を行う条例提案。(例B)一般質問形式を一問一答に戻し分かりやすい議会に変える条例提案

(2) 議員有志の説明会の開催を呼び掛けよう。政党政派を問わず定例議会終了ごとに説明会を市民が開催し、有志議員に来てもらう。

(3) 議員との勉強会の開催。議会改革について市民サイドで勉強会を開催する。

(4) 議会内にも「議会改革調査会」を設置するよう請願を提出し、学識経験者等(市民も加える)の調査会設置(注1)をよびかけよう。

(5) 定例会を傍聴し市民の視線で市民版議会報を発行しよう。

まとめとして

以上のように具体的な提案をしましたが、改革に向けてのステップと位置づけています。基本的には議会が自ら改革に向かわなければ成し遂げられるものではなく、また社会状況の変化に伴い持続的な改革が必要です。上に示した提案は、すでに、他の自治体で見られるものです。つまり改革へのステップや議会改革については、ある程度の方策と施策が既にあるということです。

北海道の栗山町（注2）や伊賀市の議会基本条例にある市民参加と説明責任は、驚くほど革新的にみえますが、落ち着いて眺めれば、市民感覚を踏まえ条例として具体化したものです。

現在の市議会や市行政の進め方では、市民感覚を具体化することはできないと思われます。議会改革というのは、私たちがおかれている現状や地域社会の実態をふまえ、議会がどのような役割を果たすべきかを問うことです。談話がまかり通るつくば市の政治では、市民の目線に立ち暮らしや福祉・教育に力を尽くす自治体を創造することはできません。

（市民力つくば 野口 修）

（注1）**地方自治法 100 条の2**：普通地方公共団体の議会は、議案の審議又は当該地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。（2006年改正）

（注2）**栗山町議会基本条例の特徴**：

（http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/parliament/g_kihon.htmlより）

町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置／請願、陳情を町民からの政策提案として位置づけ／重要な議案に対する議員の態度（賛否）を公表／

年1回の議会報告会の開催を義務化／議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与／政策形成過程に関する資料の提出を義務化／5項目にわたる議決事項の追加／

議員相互間の自由討議の推進／政務調査費に関する透明性の確保／議員の政治倫理を明記／最高規範性、4年に1度の見直しを明記



三井ビル 19 階展望フロアからの眺望

筑波研究学園都市の中心に位置する三井ビルは高さが 87m あり、つくば市一の高さを誇る。自由に入ることができる 19 階の展望フロアからは、学園都市が一望でき、天気が良い場合は筑波山はもちろんのこと、日光の男体山など北関東の山々を眺められる（つくばの景観 100 より引用）。

行政と市民との協働

市民協働が求められている時代背景

日本は戦後、政府が様々な政策を先導することでその担う役割を増大させたため、市民は受益者となり自主自治の範囲が減少しました。しかし、近年、政府の財政赤字が膨らみ地方分権化が進み、行政と市民がともに助け合う協働のシステムの構築が求められるようになりました。

つくば市の協働事業の現況

つくば市においても、行政と市民との様々な協働事業が実施されています（表1）。

①1980年代はじめ～まつりつくば

1980年初め、新旧の住民のつながりを創ろうと市民、学生、職員手づくりの祭りが始められた。まつりは現在大きく育っている。

②1990年代～カピオ事業、市民憲章など

市と市民の協働の試行錯誤の時代だった。

③2000年代はじめ～環境分野での事業進展

花と緑、リサイクル、アースデイ、市民環境会議等で市と市民との協働事業が進展。

④2000年代～市・市民・企業の協働事業

男女共同、子育て、職場体験など市、市民、企業などの協働事業が幅広く進展。

⑤2007年～つくばスタイル事業

つくばスタイル事業は、市の公募型補助事業としては過去最大。市民委員も含めた審査会議を設けて審査され、申請者の公開プレゼンテーションなど新しい試みがなされた。

協働の問題点

つくば市の協働事業は大きく進展しましたが、まだまだ多くの問題点があります。

①市民も行政も協働の理念をまだ十分理解し

ていない。

②計画策定段階で市民と行政の双方に不信感があり協働に至らない場合が多い。

③市政全体として、市民協働の計画づくりや事業の実施の体制が十分確立されていない。

④市民と行政の情報の共有化が十分でないため、同じ土壌で議論できない。

⑤行政に協働の窓口がないため、市民と行政の協働を進める糸口がなかなか得られない。

行政と市民との協働ガイドラインづくり

前項のような問題点を解決するために、2007年に職員と市民各々のワークショップが開催され市民協働ガイドラインの素案が作られました。さらに2008年に組織された研究者、企業、市民からなる市民協働ガイドライン策定懇談会で両者の素案を基にガイドラインづくりが進んでいます。また、市民懇談会が開催され、多くの市民が意見を反映するしくみづくりも準備されています。

これからの協働のあり方

市民の声を聞く機会や場の創設、市民協働の窓口の設置など協働推進の環境整備が必要です。また、企画立案段階での市民参画制度、市民協働の補助事業の推進、協働事業の評価と見直しを行う検証システムの構築、さらに、行政情報の発信、市民活動情報の共有化、市民同士の連携による情報発信などができる情報共有システムの整備が不可欠です。

計画から実施まで行政と市民との協働が当たり前の時代になることを期待しています。

（つくば市の行政と市民との

協働を推進する会 矢澤容子）

I 行政と財政

表1 つくば市の主な協働事業（2008年4月現在）

実施年	事業名称	事業概要、協働の視点と評価等
1981 ～現在	まつりつくば	新旧の住民、筑波大学生、職員が実行委員会を組織して、新しい祭りを創造。年ごとに賑わいを増している。
1990 ～現在	アースデイつくば	学生、市民団体、企業、公益法人、行政が実行委員会を組織。毎日がアースデイとして、毎年200以上の環境啓発事業を企画実施。
1993	市民交流センター基本設計検討会	行政、市民、議員による検討会でカピオの事業計画について提案。ボランティアルーム、障害者によるレストラン等の案が採用。
1996 ～現在	つくば市生涯学習課市民講座	アースデイつくばに依頼があり、有志が企画委員となり年4回程度の講座を職員と協働で企画、運営し、市民の視点に立った講座を実施。
1997 ～1998	つくば市民憲章を考えるフォーラム	市民、職員が市民憲章のあり方について、6回の会議を重ね検討。市はガイドラインに近いものを想定していたが、まとまるには至らず。
1997 ～1998	つくば市環境基本条例	環境審議会委員15名中市民代表が8名、そのうち3名が公募委員。活発な議論が展開され、条例をつくる
1998 ～2000	つくば市環境基本計画	市が市民環境会議を設立し、公募市民150名が7つの専門部会に分かれ、4回の専門部会と7回の役員会を開催し、素案をまとめた。さらに、12名の審議会委員の内6名が市民環境会議から任命され、8回の審議会をへて計画がまとまった。
1998 ～現在	つくばアーバンガーデニング事業	市、市民、筑波大学、花卉農家等の実行委員会で、市内の花と緑のまちづくりや100本のクリスマスツリーの企画などの事業を展開。
1999 ～2007	つくば市民環境会議	環境課が事務局となり、上記基本計画策定後は6部会からエネルギー、水と緑、リサイクル、交通の4部会に集約して活動を展開。シンポジウム、見学会、学習会等の開催、報告書作成、職員と市民との総会開催。2007年より市から独立。
1999 ～現在	つくばのゴミを宝の山に	市民がつくばクリエイティブ・リサイクルを立ち上げ、市の補助金を元に家具、自転車の修理販売等リユース事業を展開。
2000 ～現在	つくば男女共同参画会議「つくば男・女（みんな）のつどい」	市と市民で運営委員会を組織し、男女共同参画社会の実現に向けた講演、シンポジウム等の企画運営。2003年つくば市男女共同参画都市宣言、2004年つくば市男女共同参画社会基本条例施行。
2001 ～現在	つくばウエルカムパーティー	つくば市主催。NPO法人ままとーんが受託し、転勤して間もない親子や妊婦さんを対象とした交流会を開催。
2002 ～2005	つくば市都市計画マスタープラン	都市整備課が事務局となり、公募市民が土地利用、公園・緑、交通、景観の4班でワークショップを開催し、計画案を提案。
2002 ～現在	つくばの景観100他	上記景観班は「つくばの景観100」の策定、景観見学会の実施など街並み景観推進室と協働で実施。
2002 ～現在	チャレンジアートフェスティバル	市、社協、市民で実行委員会を組織し、障害者の自立と社会参加を促進するために作品の展示と舞台発表を行う。
2004 ～2006	つくば市まほろば事業	環境省の環境と経済の好循環のまちづくりモデル事業で市、商工会の連携で市内小中学校に風車を設置し、エコマネーを発行し環境啓発事業を展開。回らない風車で事業が頓挫。
2004 ～2006	つくば市体験学習推進協議会	文部科学省公募型委託事業「エネルギー調べ隊」。市民、筑波大学エネルギー教育研究会、筑波大学学生団体、小中学校教員、職員による協議会が小学生を対象に新エネルギー啓発事業の企画運営を担う。
2004 ～現在	つくば子育てカレンダー	筑波大学、市民、つくば市が、子育て支援ネットワーク「かるがも・ねっと」を組織し、子育てに関わる情報収集発信、学習会等を開催。
2005 ～現在	つくば市キャリアパスポート事業	国による公募型委託事業として、小中高を対象にした職場体験を、企業、市、商工会が協働で実施。
2007 ～2008	市民提案型つくばスタイル事業	70の応募事業のうち38事業を採択、約4,000万円の交付。申請者が事業内容を公開説明する方式により、市民も入った審査員で審査。
2008	つくば子育てべんり帳	つくば市発行の育児情報冊子で、NPO法人ままとーんが編集を担当。

保育所の現状と今後

安心して子どもを生み育てられる「まち」に

保育行政を後退させないで

少子化対策問題が話題となつてずいぶんたちます。国は出生率を上げるために、新しいメニューを何回も提起していますが、期待したような効果は上っていません。原因として、対象となる世代の生き方が多様になってきたこともありますが、最も大きな理由としては、安心して子どもを生める条件、雇用形態、経済的裏づけ、保育所の数と質などの貧しさがあると考えます。出生率が大きく上向いたフランスでは、子育て世代の労働条件を大幅に改善し、30種類の子ども・家族関連手当をつけていると報じられていました。

国の方針は、県、自治体の施策に具体的な形で表れています。「規制緩和」の名のもとに、既存の保育所では定員に対し、4月は115%、5月からは125%の子どもの受け入れが可能となりました。近年のつくば市の保育所の整備状況は、表1のように、私立保育所だけが新設されています。さらに財政難を理由に、公立の民営化を考えています。また、「補助金は多様な親のニーズに応える保育所だけにしか出しません」という姿勢に変わってきています。国、県、市とも次々に無理な課題を保育所に押しつけ、現場は大変な状況です。例えば、病児保育に補助金をつける条件は、これまで看護師1名または11時間開園だったが、2名または13時間にハードルを上げた、等です。そのしわよせは職員と子どもの上におおいかぶさっています。

さまざまな厳しい条件の中で、仕事と子育てを両立させたいという世代の人達にとって、保育所の果たす役割は増々貴重になっています。

財政難を理由に貧しい保育行政にあともどりするのではなく、未来をになう子どもを健やかに育てられる保育所、働く父母が安心して託せる保育所、そんな保育行政をつくば市に求めます。

つくば市保育所の数と児童数

2007年12月現在の保育所入所児童の現状を表2と表3に示します。つくば市は地域的に広いので、空きがあっても通園できない実情があります。私立保育所はどこも定員を超えており、平均1.13倍以上受け入れているのです(07年12月時点)。公立保育所は地域によってバラツキがあります(図1)。

つくば市保育所の課題

私立保育所が定員を大幅に上回って受け入れていることを、誰も望ましいとは思っていません。待機児童解消という国の方針と、経営上の理由から受け入れざるを得ないのです。合併に伴い、保育所の公私間格差をなくす目的で、私立保育所の運営費補助金がつきました。それが、市長が変わり市の方針が変わった事により、年一人当たり36,000円(2005年度)であった市独自補助金は、2008年度ではゼロになります(表4)。その埋め合わせとして各保育所は補助事業を増やすか、こどもを多く受け入れざるをえないのです。市の保育行政を受け止めて頑張っている私立保育所に対し、つくば市はカットした独自補助金を元に戻す必要があります。

子育て支援を真に考えるならば、保育所を増やし、どの地域の保育所も0歳からの保育をす

II 医療と福祉

ること、全ての子ども達によりよい保育と環境をつくる必要があります。表5に見るように、日本の職員一人がみる子供の数は、他の国に比べて約3倍も多いのです。

公立保育所の民営化反対運動

2005年11月、つくば市は公立保育所と民間保育所の数的不均衡等を理由に、公立の民営化推進を打ち出しました（2007年度から6ヶ所を段階的に民営化）。

つくば市職労、つくば市保育所父母の会連絡協議会、保育環境を考える会等では民営化に反対するために学習を重ね、ビラ配布、署名活動などを行い運動の輪を広げてきました。2006

年6月市議会に、2つの団体から請願が出され、その結果以下の項目が趣旨採択されました。

①現在の計画案の日程、内容で民営化を進めないで下さい

②市民、保護者にもっと情報を出し、説明してください

③子どもを安心して育てられるように予算をけずらないでください

しかし、市の方針は変わっていないので、今後つくば市の動向を監視していくことが必要です。

（東在住、元私立保育園勤務 山崎ひと子）

表1 近年の保育所整備等の状況（2003年度～2007年度）

年 月	保育所数	定員数	増員数	内 容
2003年4月	31	2,980	180	・合併に伴い茎崎地区3保育所増（公立）
10月	32	3,025	45	・ケアーズ保育園定員45人創設（私立）
2004年4月	32	3,055	30	・かつらぎ保育園30人定員増（私立）
10月	33	3,115	60	・フラワーチャイルド保育園定員60人創設（私立）
2005年5月	34	3,265	150	・さくら学園保育園定員150人創設（私立）
2006年4月	34	3,275	10	・まつぼっくり保育園10人定員増（私立）
10月	35	3,335	60	・かなめ保育園定員60人創設（私立）
2007年4月	36	3,410	75	・東平塚保育園定員60人創設（私立）
				・ケアーズ保育園15人定員増（私立）

表2 つくば市保育所の数と児童数（2007年9月現在）

	公 立	私 立	合 計
保育所数	23	13	36
定員数	2120	1290	3410
入所者数	1915	1453	3368

II 医療と福祉

表3 公立・私立保育所の定員・入所児童数の年齢別内訳（2007年9月現在）

年齢別 内訳	公立		私立		合計	
	入所定員	入所児童	入所定員	入所児童	入所定員 合計	入所児童 合計
0歳児	108	107	157	156	265	263
1歳児	228	226	217	213	445	439
2歳児	333	320	279	265	612	585
3歳児	444	410	303	278	747	688
4歳児	500	407	299	293	799	700
5歳児	505	445	252	248	757	693
合計	2118	1915	1507	1453	3625	3368

表4 私立保育所へのつくば市独自補助金カットの現状

2005年度	3,600（円/年・1人）
2006年度	24,000
2007年度	12,000
2008年度	0

表5 職員配置基準の国際比較

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	ニュージーランド
児童	4歳以上	3歳以上	歩行できる	3・4歳以上	2歳以上
職員1人あたりの児童数	30（人）	10	8	8	10

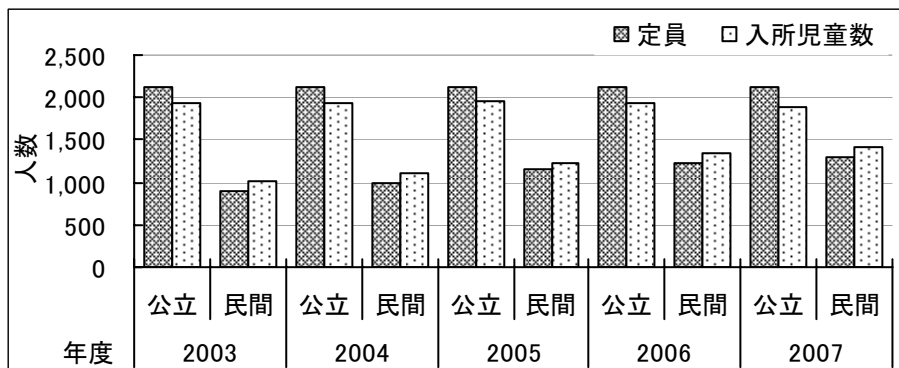


図1 公立・民間保育所別の定員と入所児童数比較

介護保険の現状とその周辺課題

高齢者を社会全体で支えるという触れ込みの下、8年前の2000年4月に導入された介護保険制度。この制度は当初からいろいろと問題の多い制度でしたが、ここ数年の流れは露骨なほどに利用者負担・利用抑制の方向へ大きくかじ取りされており、ますます使いつらい制度になってきています。それはつくば市においても例外ではありません。スタート時からこの制度の現場に身を置き関わってきた一人として、その現状を幾つかのポイントに絞って報告し、問題点を提示していきたいと思えます。

居住費・食費の保険外しで増える経済的負担

2005年の10月から、通所サービスの食事代やショートステイ利用者・施設入所者の居住費や食費が自己負担となり、経済的負担が増えています。通所サービスやショートステイ利用の場合、介護度によってはそれ以前の倍近い、或いはそれ以上の利用金額となっており、施設入所の場合では一月当たり数万円以上の負担増。このため入所継続が困難となり、退所に至ったり入所を辞退する人が出てきています。減額制度はありますが、受けられるのは住民税非課税世帯のみで、多くの利用者や家族の肩に経済負担が重くのしかかっています。この負担増を少しでも緩和させようと、独自の減額制度をつくる自治体が全国に広がっています(表1)。つくば市も独自の助成制度を設けて、対象者を更に拡充して欲しいと思えます。

進むヘルパーの利用制限

ヘルパーの利用制限がどんどん進んでいます。一回の生活援助を受けられる時間を1時間半までに制限、要支援者への訪問回数を減らし、散歩の付き添いや通院時の院内介助を原則認めないなどの外出介助制限、そして同居家族がいる場合の生活援助も原則禁止となりました。

つくば市では条件付で通院時の院内介助を認めていますが、要介護3以下の場合には聴力・視力障害、または認知症がなければ対象外です。家族の介護協力が得られず、通院先の職員による院内介助も期待できない場合(殆どの医療機関がそうです)、軽度認定者でも歩行不安定で転倒のリスクの高い人や、認知症は無いが脳こうそく等の後遺症で言葉がスムーズに出ずにコミュニケーションが上手く取れない人はどうしたらよいのでしょうか。介護度に関係なく、必要性のある人には院内介助を認めるよう切望します。

また転倒の危険性のある人の散歩の付き添いや引きこもりを防ぐ為の外出支援に関しても再考していくべきだと思います。人はどのような身体状況になっても、地域と関わって、これまで築いてきた人間関係を出来る限り継続させながら生活していくことが大事で、それが生きがいとなり心身機能の維持へとつながっていくのではないのでしょうか。そしてそれが可能となるように支援していくのが介護保険の役割ではないかと思うのです。

同居家族がいると生活援助が受けられないというのもおかしな話です。そもそも介護保険制度は「介護の社会化」による「家族の介

表 1 2007 年 10 月から介護保険の利用料軽減に取り組む自治体

自治体	内 容
東京都港区	通所介護の食費負担据え置き（所得制限なし）。区が調理コスト分を事業者に補助
東京都渋谷区	住民税非課税世帯で基準額（1人世帯で年収 180 万円、貯預金 350 万円）以下の人に通所介護の食費、短期入所の滞在費・食費の 25%を助成
長野県松本市	社会福祉法人の利用者負担軽減で、第 2 段階（年金が 80 万円以下）の減額率 2 分の 1 を維持。民間事業者も対象。在宅で 1 割負担が 2,200 円の場合、国基準は 1 万 5,000 円だが、市は 1 万 1,000 円。
長野県豊丘村	社会福祉協議会の通所介護の食費補助（300 円）を他の事業所に拡大。短期入所で利用者負担第 4 段階（住民税課税所帯）を対象に 1 割負担の 20%を助成
大阪府吹田市	通所介護全利用者の食事代に 100 円補助

「介護負担軽減」目的でスタートしたはずですが。それに介護保険法二条三項には、保険給付は「被保険者の選択に基づき」提供するとうたわれており、利用制限は法の理念にも矛盾すると思います。家族の就労等により日中独居となる高齢者へのサービス制限は、在宅介護の継続を困難とさせ施設入所選択を余儀なくさせるか（入所費が高いために、させたくても出来ないケースも多い）、家族のいずれか（多くは嫁又は娘）が仕事をやめざるを得ないような状況を生み出しています。「可能な限り住み慣れた自宅で家族と共に生活していきたい」という高齢者のささやかな願いさえもかなえられなくなる様な利用制限は早急に見直されるべきです。

現行の介護認定方法が生み出す利用者の不利益

2006 年 4 月の「介護予防」新設と連動した動きでしょうが、介護度判定が以前より厳しくなっています。私が担当しているケースでも、心身状態は変わらないのに前回より軽

く認定される人が出てきており、このためサービス内容の変更を余儀なくされ、自己負担が発生するという事態が起きています。

つくば市では 2007 年度、要介護 1 から要支援 1・2 または非該当となった割合は約 17%、要介護 2 からは約 3.5%（非該当無し）、要介護 3、4 からでも合わせて約 1%の人が要支援へ移行しています。更新申請者数全体で見ると、約 18%の人が前回より軽い認定結果になっています。その中には実際に心身状態の改善により介護度が軽くなった人もいるでしょうが、3 割を超える人がその結果を不服とし再審査（以下区分変更と言う）の手続きを取っています。中には認定結果に不満を持ちながらも諦めてしまう人もいるので、実態はこの数字以上と捉えてよいでしょう。

認定審査会では、サービス利用状況を判定時の判断材料にはしていないのですが、その人のサービス利用状況をある程度考慮するのが、福祉の心を持った、血の通った審査会というものではないでしょうか。安易に介護度を落とせばどんな結果を生むことになるのか、

想像力を働かせて欲しいと思います。

そもそも現行の認定方法に大きな欠陥があるのです。それは、介護度が本人の心身状態のみで判定され、世帯構成や家族の介護状況等は考慮されないという点です。いくら介護度が重くても介護力のある家庭ではサービス利用率はそれ程高くなり、一方軽度者でも介護力の無い家庭では利用率が高くなるという側面があります。つまり現行のままでは介護度とサービスの利用割合は必ずしも比例しないということです。本来なら介護度に関係なく必要なサービスが受けられるようにすべきなのですが、それがかなわぬ現状では、せめて介護度を決定する認定審査会で、介護状況・利用状況等を考慮した判定をして欲しいと思います。

絵に描いたもちの自立支援サービス

すでに述べた様に認定結果に納得いかなかったり心身状態が変化した場合は、区分変更の手続きを取ることが出来ますが、希望する介護認定がおりるとは限りません。その様な場合、サービス内容によっては支給限度額を超えてしまうケースが出てきます。そして、超えた部分の金額は10割負担となるため大変な負担増です。もしその人が障害者手帳を取得しているケースなら、障害者自立支援サービスを併用することにより自己負担を抑えることが出来るのですが、その実態は使えない制度、絵に描いたもちといったところです。

私は昨年度1ヶ月平均30数件の在宅プランの作成に関わり、その内の3ケースに自立支援サービスの併用を試みましたが、いずれも導入には至りませんでした。この内の2ケースは繰り返し区分変更を掛けるなどして自己負担額を最低限に抑えることが出来ました。1ケースは区分変更の審査を受けても介護度が変わらず、10割の自己負担額が大きく

のしかかり毎月の支払い合計金額は20万円以上にもなりました。結局この方は在宅継続困難、施設入所となりました。

この障害者自立支援が、いかに利用者の立場に立っていない使いづらいサービスかは、申請から利用開始に至るまでの時間の長さ象徴されています。介護保険では、サービスの必要性が高い場合は申請と同時に利用を開始することができ、認定結果も1ヶ月程おりますが、自立支援の方は認定結果が出るまでサービスは利用できず、その認定結果もいつおるか一定の目安がない状況です。その原因は、審査会は申請者が一定数集まらないと開催されず、その数が少ない自立支援の場合、審査会の定期開催が出来ないからです。

前述した3ケースの内2ケースの家族は、この説明を聞き申請を諦めました。残りの一家族はそれでも申請し、2ヶ月過ぎてやっと認定結果を受け取ることができましたが、結局サービス調整はかけてもらえず、介護保険の区分変更申請を再度（既に一度やったばかりでしたが）行うよう勧められました。この自立支援に振り回された数ヶ月間、限度額オーバーによる10割の自己負担が発生していたことはいまでもなく、“制度があるのに使えない”現状に強い憤りを感じずにはいられませんでした。

今ある制度を利用可能なものとし、それを必要としている人々の生活を支えていく。それが行政の果たすべき役割であり、制度に魂を吹き込むということではないのでしょうか。

すでに述べてきた問題以外にも、介護保険と医療保険の併用を原則認めない様々な制限があり、高い保険料は強制徴収されているのに介護保険の制度が“使えない”方向へとどんどん進んでいる現状に、国の進める医療・福祉抑制、棄民政策を実感しています。

（ケアマネージャー 荒井富枝）

市の成人対象健康診査

これまでの状況

40歳以上の成人を対象とした健康診査は、「国民の老後における健康の保持」(老人保健法)を目的として、さまざまな病気の早期発見を早期治療に結びつけるため、国の責任で自治体を実施しています。検査項目は自治体ごとに充実させ総合的な健診とされてきました。

つくば市では、基本健康診査(基本健診)に加えて、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス健診(節目)も行われています。

保健生協つくば支部のニュースによると、つくば市での基本健診の受診状況は表1のようになっています(スマイル77号、104号)。

ほとんどの人が、健診により何らかの異常を指摘されており(表2)、日常生活を維持していくためにも健診の受診は重要であることがわかります。受診率がわずかながらでも上昇傾向にある(表1)のは、これが住民に浸透しつつあることを示しています。

しかし、つくば市での受診率は、当初の厚生労働省の目標値50%はおろか全国平均の40%強にも、はるかに及びません。特に働き盛りの年代の受診率の低さが解消される気配は見えません。

受診率向上のために

受診率向上の妨げとなる要因として、国の医療福祉関係の支出抑制が地方自治体での関連事業遂行の意欲をそいでいる、という環境があります。これを市民がはね返していかなければなりません。

交通の便の確保も含めて受診機会を増やす

ことが必要です。特に働いている人には、例えば休日にも受診できるなど、何らかの対策を考えてほしいと思います。

健診内容の充実も必要です。歯科検診を加えている自治体も増えています。受診を呼びかけるキャンペーンと併せて、適切な「受診結果の公表」も必要です。

つくば市保健福祉部では、平成14・15年度に「福祉の概要」冊子を作成しましたが、その後途切れています。継続を望むところです。

今後どうなるのか

平成20年度つくば市健診は、形の上では従来どおり行われるようです(要検証)。しかし、「後期高齢者医療制度」が従来の健診を大きく変えようとしています。

まず、健診の主体が国や自治体から保険者(国保連合会・広域連合)に変わります。

基本健康診査が特定健康診査(特定健診)へと呼び方が変わり、生活習慣病の早期発見による重症化予防に、より重点が置かれます。これはこれで良いのですが、従来の健診内容が後退する可能性があります。さらに問題は、「高齢者には健診は必要なし」という考えが見えることです。後期高齢者へは健診の義務はなく、「努力目標」となります。

「福祉都市宣言(1992年)」にもあるように、「市民の英知を結集した福祉の充実」にふさわしい健診が行われるよう、住民(受診対象者)、行政、医療関係者による絶えざる検証が必要です。

(上ノ室在住 横山和夫)

II 医療と福祉

表1 つくば市での基本健診の受診状況

年齢	年度	対象者数	受診者数 (受診率 %)	健診結果 (割合%)		
				異常を認めず	要指導	要医療
40～49	1999	11813	1840 (15.6%)	247	743	589
	2006	12068	1910 (15.8%)	353	836	721
50～59	1999	11530	2079 (18.0%)	167	663	813
	2006	14338	2858 (19.9%)	286	941	1631
60～69	1999	11055	2685 (24.3%)	97	541	1198
	2006	14954	4443 (29.7%)	226	1248	2969
70～	1999	14403	2794 (19.4%)	30	286	844
	2006	21317	6216 (29.2%)	181	1911	4124
総数	1999	48801	9398 (19.3%)	722 (7.7%)	2622 (27.9%)	6054 (64.4%)
	2006	62677	15427 (24.6%)	1046 (6.8%)	4936 (32.0%)	9445 (61.2%)

(注) 1999年度の数字には不明な部分がある。

表2 検査結果別要指導・要医療者数

年齢	年度	高血圧境界領域	高血圧	心電図異常あり	貧血(疑い含む)	肝疾患(疑い含む)	アルコール性	糖尿病(疑い含む)	腎機能障害(疑い含む)
40～49	1999	133	47	166	391	132	14	39	247
	2006	149	71	185	408	144	7	87	65
50～59	1999	390	118	269	195	208	23	149	410
	2006	538	294	415	280	360	16	342	155
60～69	1999	863	218	617	254	235	14	259	630
	2006	1237	672	926	581	621	15	937	353
70～	1999	1088	294	975	497	184	4	356	690
	2006	2085	1773	2153	1690	636	4	1538	1281



つくばりんりんロード

旧筑波鉄道の線路跡に整備された。自転車の人、散歩の人、健康のために歩く人、様々な人が行き交う自転車道路と旧集落がとけ込んでいる(つくばの景観100より引用)。

障害児・者福祉の充実を求めて

背景

障害児・者が社会の一員として安心して暮らすには、早期発見、療育、学校教育、卒業後の就労など日中活動の場、グループホームなどの生活の場、そして充実した余暇が必要です。現在、つくば市で障害者が本当に安心して生活できる制度や環境が整っているのでしょうか。

増え続ける障害者

障害者の数は全国的には増え続け、700万人（2007年版「障害者白書」）を越えています。市内の障害者手帳所持者は2004年度の3,742人から2007年度には5,231人と1.4倍に増え、人口比でも2004年の2%から2.7%と高くなっています（表1）。

障害者自立支援法の影響

2006年4月に施行された障害者自立支援法は、福祉サービスの原則一割負担（応益負担）により利用者の負担を増大させるとともに、利用料の日割り計算や単価切り下げにより、施設運営を困難にしています。

施行後には、利用者の負担増によるサービスの利用抑制、外出控えなど障害者にとっても非常に大きな負の影響が出ています。

今後も、全国的な反対運動が必要であるとともに、県や市の独自施策による改善も必要です。

制度の変更による施設運営への影響

この間の急激な制度変更による影響を、障害児学童保育を例に見てみます。つくば市の学童保育（学童クラブ）は主に市内の児童館を利用して実施されています。日中活動の充実を希望する障害児は多い（表2、表3）のですが、定

員や指導員の関係からその受け入れは少数でした。そこで、1) 障害児の放課後を豊かにする、2) 母親の就労、社会参加の権利を保障しよう、と親や市民が協力し市の施設を借りて、1991年4月に障害児学童保育「ポランのひろば」をスタートさせました。親の負担は最初的全額負担から、市の補助、支援費制度により一時的に減りましたが、障害者自立支援法により負担が大幅に増えました。施設の収入も同法により大きく減り、現在は「児童デイサービス事業（18歳未満）」として活動しています（表4）。

つくば市障害福祉計画

つくば市では障害者自立支援法にともない、1) 障害福祉サービスの見込量と確保策、2) 地域生活支援事業の実施策、3) 施策の推進、を内容とする「つくば市障害福祉計画」を2008年3月に策定しました。

障害児の教育

2007年4月、茨城県つくば市に特別支援学校として、つくば養護学校が開校しました。この学校は、「つくば市に養護学校をつくる会」が1995年6月6日の県議会に請願し、その後は継続審議となり、1998年3月議会で請願書が採択され、開校に至ったものです。また、障害児は市内の通常学校にも通学しており、教育補助員が配置されています。

提言

つくば市障害福祉計画にうたわれている「ライフステージの全ての段階において、全人的復権をめざす『リハビリテーション』と、障害のある人もない人も共に住み慣れた地域や家庭で

II 医療と福祉

生活し、活動する社会をめざす『ノーマライゼーション』の考え方に基づき、『完全参加と平等』をめざしていく」という理念を実現していく上で、行政と市民との協力が重要です。そのためには、地域自立支援協議会を障害者やその家族

が参加し、意見が反映できるシステムにする必要があります。また、通常学級や養護学校を充実させ、個々の障害児・者の実態に合った教育の場を実現することが求められています。

(全国障害者問題研究会茨城支部 児玉正文)

表1 障害者手帳数の推移

年度	人口	障害者の比率	障害者数	身体	知的	精神
2004	186,674	2.00	3,742	2,940	570	232
2005	188,391	2.26	4,249	3,338	609	302
2006	191,100	2.49	4,765	3,775	654	336
2007	194,652	2.69	5,231	4,175	725	331

「つくば市障害福祉計画、統計つくば」等から作成、各障害者数は手帳所持者数

表2 つくば市内の児童デイサービス (2007年度実績)

実施事業所名	1日の利用定員	利用登録者数		利用延人数	
		就学前	就学後	就学前	就学後
障害者センター桜	20	90		2,772	
障害者センター豊里	20	59	6	2,607	51
障害者センター荻崎	10	32	20	1,328	316
ポランのひろば	20		23		

表3 つくば市の日中一時支援事業 (2007年度実績)

協定事業者数	就学年齢者		
	受給者証交付数	実利用者数	延べ回数
7	92	56	1,051

表4 制度変更に伴うポランのひろば学童の事業名と費用負担の変遷

1991.4	子ども9名と指導員3名で学童クラブスタート (任意団体補助金なし)
1994.4	つくば市障害児の放課後等支援事業の補助を受ける (10万円/年)
1997.4	子ども22名 指導員8名 つくば市放課後児童対策事業の委託 (85万円→115万円)
2002.9	特定非営利活動法人 (NPO法人) の認証を茨城県知事より受ける
2003.4	小学生学童クラブ: 国の障害者支援費の「障害児ディケアサービス事業」 中・高生学童クラブ: つくば市委託の「障害児ディケアサービス事業」→個人の負担減
2006.1	障害者自立支援法施行: 児童デイサービス事業 (18歳未満) → 個人負担が増え、施設への国負担減 子ども21人、指導員のべ17人